

令和7年第1回玉東町議会定例会会議録

令和7年3月5日玉東町議会第1回定例会を議場に招集された。

1. 令和7年3月5日午前10時00分招集
2. 令和7年3月7日午前9時59分開議
3. 令和7年3月7日午後3時20分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田移津行	教育長	下地哲雄
総務課長	古閑康広	産業振興課長	清田豊
建設課長	清田善雅	町民生活課長	上田直紹
税務課長	前田周一	企画財政課長	西浦仁敏
保健こども課長	小島隆一	会計管理者	大城戸雅昭
教育委員会 事務局長	松永敏	農業委員会 事務局長	岩川康幸
福祉課長	清田浩義		

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬伸一	議会事務局書記	岡田初音
--------	------	---------	------

-
10. 議事日程

日程第1	議案第25号	令和7年度玉東町一般会計予算
日程第2	議案第26号	令和7年度玉東町国民健康保険特別会計予算
日程第3	議案第27号	令和7年度玉東町木葉財産区特別会計予算
日程第4	議案第28号	令和7年度玉東町介護保険特別会計予算
日程第5	議案第29号	令和7年度玉東町土地取得特別会計予算
日程第6	議案第30号	令和7年度玉東町宅地開発特別会計予算

日程第7 議案第31号 令和7年度玉東町後期高齢者医療特別会計予算

日程第8 議案第32号 令和7年度玉東町簡易水道事業会計予算

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

7番 林 和 廣 8番 清 田 高 広

開議 午前9時59分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第24号までについては既に採決が終わり、散会しておりました。

日程第1 議案第25号 令和7年度玉東町一般会計予算

日程第2 議案第26号 令和7年度玉東町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第27号 令和7年度玉東町木葉財産区特別会計予算

日程第4 議案第28号 令和7年度玉東町介護保険特別会計予算

日程第5 議案第29号 令和7年度玉東町土地取得特別会計予算

日程第6 議案第30号 令和7年度玉東町宅地開発特別会計予算

日程第7 議案第31号 令和7年度玉東町後期高齢者医療特別会計予算

日程第8 議案第32号 令和7年度玉東町簡易水道事業会計予算

○議長（松尾純久君） 日程第1、議案第25号「令和7年度玉東町一般会計予算」、日程第2、議案第26号「令和7年度玉東町国民健康保険特別会計予算」、日程第3、議案第27号「令和7年度玉東町木葉財産区特別会計予算」、日程第4、議案第28号「令和7年度玉東町介護保険特別会計予算」、日程第5、議案第29号「令和7年度玉東町土地取得特別会計予算」、日程第6、議案第30号「令和7年度玉東町宅地開発特別会計予算」、日程第7、議案第31号「令和7年度玉東町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第8、議案第32号「令和7年度玉東町簡易水道事業会計予算」、以上8議案を一括して議題といたします。

議案第25号「令和7年度玉東町一般会計予算」について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） おはようございます。本日もよろしくお願ひします。

冒頭大変恐縮なんですけれども、当初予算書にちょっと誤りがありましたので、修正と差し替えにて対応させていただきたいと思ひます。

まず修正分ですけれども、予算書ですね、後半に給与明細書があります。その95ページ目をお開きください。予算書の95ページ目です。

95ページですね、一番下の表です。イ) 初任給の表です。その中で高校卒のところですね、技能労務職、そして国の制度の技能労務職、現在21万1,000円という数字が入っていますけれども、そこを修正してください。正しくは18万5,700円です。18万5,700円に修正のほうをお願いしたい

と思います。

(国のほうも。)

はい、国のほうも、はい、国のほうも併せて修正してください。実はですね、この同じ誤りがありますね、このあと提案します議案第26号の国民健康保険特別会計予算書、議案第28号の介護保険特別会計予算書、そして議案第32号の簡易水道事業会計予算書の中にも同じような誤りがありますので、それぞれですね、後ほど恐縮ですけれども修正のほうをお願いしたいと思います。

それから二つ目、資料の差し替えということで、今日皆さん方の机の上にこちらの1枚ものの地方債の現在高の見込みに関する調書という資料があるかと思います。実はこちらがですね、予算書でいけば102ページに同じ調書があるんですけども、予算書中の数字がですね、ちょっと端数処理の関係でですね、この表の中の右から2番目と一番右の列のちょっと数字が違っております。しかもちょっと結構多く箇所がありますので、この102ページにつきましては、今日お配りしたこちらの資料を正として御利用いただきたいと思います。

それでは、議案第25号について御提案申し上げます。

予算書のほうは1枚おめくりください。長丁場となりますけれどもお付き合いのほどよろしくお願いしたいと思います。

議案第25号、令和7年度玉東町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算）歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億9,701万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条（債務負担行為）地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条（地方債）地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条（一時借入金）地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

第5条（歳出予算の流用）地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和7年3月5日提出、玉東町長。

続いて1ページ目、第1表、歳入歳出予算です。

歳入、1款、町税、1項、町民税1億8,895万4,000円、2項、固定資産税3億3,888万3,000円、3項、軽自動車税2,457万円、4項、町たばこ税2,845万6,000円。

2款、地方譲与税、1項、地方揮発油譲与税690万円、2項、自動車重量譲与税2,100万円、4項、森林環境譲与税199万8,000円。

3款の利子割交付金9万8,000円。

- 4款、配当割交付金150万円。
- 5款、株式等譲渡所得割交付金130万円。
- 6款、法人事業税交付金250万円。
- 7款、地方消費税交付金1億1,080万円。
- 8款、環境性能割交付金191万6,000円。
- 9款、地方特例交付金500万円。
- 10款、地方交付税13億8,000万円。
- 11款、交通安全対策特別交付金、2ページ目です。57万円。
- 12款、分担金及び負担金、1項、負担金860万7,000円。
- 13款、使用料及び手数料、1項、使用料8,004万2,000円、2項、手数料254万8,000円。
- 14款、国庫支出金、1項、国庫負担金4億4,566万1,000円、2項、国庫補助金3億6,685万5,000円、3項、委託金145万3,000円。
- 15款、県支出金、1項、県負担金1億8,470万2,000円、2項、県補助金1億2,962万7,000円、3項、委託金1,602万2,000円。
- 16款、財産収入、1項、財産運用収入577万円、2項、財産売払収入1,000円。
- 17款、寄附金、1項、寄附金3億2,000円。
- 18款、繰入金、1項、特別会計繰入金2,410万1,000円、2項、基金繰入金7億7,012万6,000円。
- 19款、繰越金4,000万円。
- 20款、諸収入、1項、延滞金加算金及び過料15万6,000円。
- 3ページ目です。2項、町預金利子5,000円、3項、受託事業収入1,148万8,000円、4項、雑入1,750万2,000円。
- 21款、町債2億7,790万円。
- 歳入合計、47億9,701万3,000円です。
- 続いて、4ページ目、歳出です。
- 1款、議会費、1項、議会費6,531万8,000円。
- 2款、総務費、1項、総務管理費8億7,714万円、2項、徴税費6,158万4,000円、3項、戸籍住民基本台帳費7,055万6,000円、4項、選挙費1,292万7,000円、5項、統計調査費277万1,000円、6項、監査委員費115万5,000円。
- 3款、民生費、1項、社会福祉費6億8,320万2,000円、2項、児童福祉費7億6,407万2,000円。
- 4款、衛生費、1項、保健衛生費3億1,928万1,000円、2項、清掃費1億8,104万3,000円。
- 6款、農林水産業費、1項、農業費1億163万2,000円、2項、林業費3,367万1,000円、3項、水産業費15万円。
- 7款、商工費、1項、商工費5,778万3,000円。
- 8款、土木費、1項、土木管理費6,173万2,000円、2項、道路橋梁費3億4,801万4,000円、3項、河川費47万4,000円、4項、都市計画費5,130万円。
- 5ページ目です。5項、住宅費6,754万3,000円。

9 款、消防費、1 項、消防費 2 億3,095万3,000円。

10款、教育費、1 項、教育総務費 2 億6,862万4,000円、2 項、小学校費7,155万6,000円、3 項、中学校費2,909万9,000円、5 項、社会教育費 1 億2,200万9,000円、6 項、保健体育費5,488万9,000円。

11款、災害復旧費、1 項、農林水産施設災害復旧費120万1,000円、2 項、公共土木施設災害復旧費210万2,000円。

12款、公債費、1 項、公債費 2 億5,023万2,000円。

4 款、予備費、1 項、予備費500万円。

歳出合計、47億9,701万3,000円です。

ここで令和7年度当初予算の概要について補足をしたいと思います。

予算総額は47億9,701万3,000円です。対前年比プラス11.1%の増です。4 億8,043万3,000円の増で、令和5年度に次ぎ2番目に大きい予算規模となっております。

歳入予算の特長です。科目別構成比の高いもので、一番高い構成比は10款の地方交付税で28.8%、続いて14款、国庫支出金17%、次に18款、繰入金で16.6%、1 款、町税費で12.1%の構成比となっております。

対前年比で増額幅が大きかった歳入科目は、一番大きかったのが14款の国庫支出金、次いで18款の繰入金となっております。1 款、町税においても対前年比3.16%のプラスで、1,778万円の増となっております。

歳出の特長としましては、科目別構成比で高いものは、一番高いものが3 款、民生費30.2%、次いで2 款、総務費21.5%、10款、教育費は11.4%、8 款、土木費は11.1%となっております。対前年比で増額幅が大きかった歳出科目は、3 款の民生費、次いで4 款の衛生費、7 款の商工費となっております。

予算書の説明に戻ります。予算書は6 ページ目をご覧ください。

こちらは第2表、債務負担行為、地方自治法第214条の規定に基づき、令和7年度以降、将来的に支払う必要のある経費について債務負担行為として設定しております。事項、図書管理システム一式、期間、令和7年度から令和12年度、限度額を112万2,000円と設定しております。

続いて7 ページ、第3表、地方債です。こちらは地方自治法第230条の規定により、地方債を起すため次のように設定しております。起債の目的と限度額を読み上げます。

公共施設等適正管理推進事業債は、8,000万円を限度額としております。一般補助施設整備等事業債は1,260万円、公共事業等債は1 億140万円、カントリーパーク整備事業2,000万円、緊急自然災害防止対策事業債2,000万円、緊急防災・減災事業4,390万円、合計の2 億7,790万円と設定しております。

続いて、事項別明細書の説明に入っていきます。ここからは企画財政課の事務事業に関するものについて予算の説明を行っていきます。

予算書のほうはまず11 ページ目をご覧ください。11 ページ目の三つ目の表からです。

2 款、地方譲与税、1 目、地方揮発油譲与税は690万円、同じく2 款で自動車重量譲与税は2,100

万円、同じく 2 款で森林環境譲与税は199万8,000円。

3 款、利子割交付金は 9 万8,000円。

12ページ目です。

4 款、配当割交付金150万円。

5 款、株式等譲渡所得割交付金130万円。

6 款、法人事業税交付金250万円。

7 款、地方消費税交付金 1 億1,080万円。

8 款、環境性能割交付金191万6,000円。

9 款、地方特例交付金は500万円です。こちらは前年度比較で2,020万円の減となっております。要因としましては、令和 6 年度実施されました定額減税に係る減収補填分を今回は減額して見積もっているためです。

13ページ目です。

10款、地方交付税は13億8,000万円を計上しております。前年比でプラス1.8%、2,400万円の増としております。内訳は、普通交付税として13億2,000万円、特別交付税として6,000万円を見積もっております。それぞれ国の財政計画及び近年の実績等を考慮して見積もりをしているところです。

続いて、資料の方は、予算書の方は16ページ目をお開きください。

14款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、1 目、総務費国庫補助金です。この中のうちに該当するのは28節、デジタル基盤改革支援補助金として6,961万5,000円を計上しております。こちらは地方公共団体情報システムの標準化、共通化への財源として充当することとしております。

続いて、予算書の方は18ページ目をご覧ください。

18ページ目の一番下です。15款、県支出金、2 項、県補助金、1 目、総務費県補助金です。19ページ目の中で関係するのは、まず11節、結婚新生活支援事業費補助金120万、こちらは補助率が3分の2、13節、熊本県移住支援事業補助金300万円、補助率が4分の3、15節、熊本県移住定住促進住まい支援補助金25万円で補助率は2分の1となっております。

続いて、予算書の方は21ページ目の下の方をご覧ください。

15款、県支出金、3 項、委託金、1 目、総務費委託金の中で、3 節、統計調査費委託金です。246万円を計上しております。主なものは国勢調査委託金等になります。

続いて、予算書の方は23ページ目、中段付近をご覧ください。

17款、寄附金、1 項、寄附金、3 目のふるさと納税寄附金です。3 億1,000円を計上しております。ふるさと納税寄附金につきましては3 億円で前年と同額、企業版ふるさと納税寄附金は名目計上で1,000円を計上しております。

18款、繰入金、2 項、基金繰入金、1 目、財政調整基金繰入金は 1 億5,083万円を計上しております。本予算の歳入不足を調整しております。

24ページ目です。2 目、減債基金繰入金946万6,000円、こちらは12款、公債費に充当します。7 目、ふるさと創生基金繰入金2,675万円、こちらは 2 款、総務費の公園管理事業に充当します。

11目、平成28年熊本地震復興基金繰入金999万8,000円、こちらは9款、消防費、防災管理事業ほかに充当します。12目、ふるさと納税寄附金基金繰入金5億6,403万円です。こちらは買い物券事業をはじめとする43の事業科目に充当することとしております。16目、玉東町地域環境整備基金繰入金97万5,000円、こちらは2款、総務費の防犯カメラ設置費用に充当します。18目、ウクライナ避難民支援基金繰入金は407万7,000円、こちらは2款、総務費、ウクライナ支援事業に充当します。19目、ふるさと水と土保全基金繰入金は400万円、こちらは6款、農林水産業費の農村環境計画策定事業の方に充当することとしております。

19款、繰越金は4,000万円を計上。

続いて予算書の方は27ページ目をご覧ください。

27ページ目、町債です。まず、4目、教育債は9,260万円です。こちらの内訳ですけれども、7節におきましては、まず長寿命化事業、学校施設整備費は、山北小プール濾過器改修工事ほか2,730万円に充当、公民館費につきましては、中央公民館のLED改修工事等に充当、2,750万円、体育施設費は武道館のLED改修工事2,520万円に充当します。8節におきましては、史跡整備事業等に充当します。1,260万円。5目、土木債1億4,140万円につきましては、内訳は1節においては、稲佐山口線をはじめとする12の路線工事に対して1億140万円を充当、2節につきましては、半高山公園展望所整備工事に2,000万円を充当、5節におきましては、明神橋浦田線排水路整備工事をはじめとする四つの工事に2,000万円を充当、6目、消防費4,390万円につきましては、二俣瓜生田官軍砲台跡隣接地整備工事ほかに4,390万円を充当することとしております。

続いて歳出の方にいきたいと思います。予算書のほうは34ページ目をお開きください。

34ページ目の下の方です。2款、総務費、1項、総務管理費の6目、企画費です。本年度予算額が4億8,406万1,000円です。前年比0.1%増の46万5,000円の増となっております。ここからは以後事業ごとに主なものを説明したいと思います。

まず説明欄の企画事業です。こちらは5,021万6,000円の事業費です。主なものは35ページ目の上から7行目です。まず企業版ふるさと納税手数料55万円です。こちらは企業版ふるさと納税のマッチングサポートを行う業者に対して、成功報酬として必要な手数料分を計上しております。続いて三つ下がって第6次総合計画策定業務330万円です。こちらは前期基本計画の進捗及び社会情勢の変化等々を踏まえ、令和8年度から令和12年度までを期間とする後期基本計画の策定業務委託料を330万円計上しております。

それから、このページ下の方に下がりまして、移住定住及び空き家関係の補助金を紹介しておきます。まず下の方ですね、結婚新生活支援事業補助として180万円、それから熊本県移住支援事業補助として400万円、そして住宅取得補助として240万円、空き家利活用促進補助として60万円をそれぞれ計上しているところです。

次の36ページ目をご覧ください。

36ページ目、一番上です。民間テナント入居支援を478万3,000円計上しております。こちらは庁舎テナントスペースへの入居に係る初期等を対象に、民間事業者に対しまして1平米当たり1万円を助成する経費を計上しております。企画事業給与は4,636万8,000円で職員8名分の給与を

計上しております。下がりまして木葉駅前活性化推進事業180万3,000円です。こちらはゆめ・ステーション・このはに係る関連予算となります。

37ページ目です。地域おこし促進事業は3,961万6,000円を計上しております。こちらの内容としましては、地域おこし協力隊4名分の人件費と活動費等々を計上しております。協力隊4名の業務予定としましては、まず4名のうち継続する2名につきましては、多文化共生推進事業に1名、そしてぷらっとぎょくとうの支援業務に1名、新規の応募を予定している隊員2名につきましては、多文化共生推進業務をもう1人、そして新たに空き家利活用及び移住定住コーディネーター業務として1名の採用を計画しているところです。そのほか主な事業としまして、インターン報償費として792万、隊員募集業務委託料を300万、隊員サポート業務委託料を200万を計上しております。なお、こちらの地域おこし協力隊事業に関する需用費につきましては、全額特別交付税による財政措置があることを申し伝えておきます。

続いて予算書は38ページ目をご覧ください。

木葉駅前観光拠点施設事業として985万8,000円を計上しております。こちらは施設ぷらっとぎょくとうに係る関連予算となります。内訳として、施設の指定管理委託料としまして、設備移転費用を含め600万円、保健所営業許可取得に伴う工事請負費として100万円、ヒカリノコノハ補助金として250万円は、これはふるさと事業づくりからの予算の組み替えとなります。

ここで一つだけ補足をしときます。ゆめ・ステーション・このはとぷらっとぎょくとうの駅前両施設の管理の方向性について説明をしときます。令和6年度は、一般社団法人ぷらっとぎょくとうが両施設の指定管理者として指定しておりましたけれども、来年度は観光拠点施設ぷらっとぎょくとうの管理については、引き続き一般社団法人ぷらっとぎょくとうが担います。一方、木葉駅前活性化施設ゆめ・ステーション・このはの管理につきましては、一般社団法人ぷらっとぎょくとうによる指定管理を取り消して、新たな管理体制を今後検討していきたいと思っております。しばらくの間、御迷惑をおかけするかと思っておりますが、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

予算書の節に戻ります。ふるさと納税事業は3億122万2,000円を計上、例年どおり報酬に係る経費と基金積立金を計上しております。続いて、7目、電算管理費は、本年度予算1億2,022万6,000円です。対前年比プラス18.7%、1,898万2,000円の増となっております。増額の要因としましては、国が進める自治体情報システムの標準化、共通化に伴う移行費用が押し上げております。主な事業としましては、電算事務委託料中、標準準拠システム用庁内サーバー機器設置業務1,396万1,000円、標準準拠システム移行業務として3,160万1,000円等々があります。

続いて、予算書の方は飛びまして、44ページ目をご覧ください。

44ページ目の中ほどです。5項、統計調査費の2目、指定統計調査費は274万8,000円を計上しております。主な内容としましては、説明欄の中ほどに、来年度は10月国勢調査がありますので、その国勢調査費用を計上しているところです。

続いて、また飛びまして、予算書の方は90ページをご覧ください。90ページです。

12款、公債費、1項、公債費、1目、元金です。本年度予算は2億4,001万2,000円です。前年

比8.5%プラスで1,873万円の増となっております。2目は利子で1,022万円、前年対比24.2%の増、199万3,000円の増となっております。

14款、予備費は500万円、例年どおりの金額を計上しているところです。

続いて予算書の方は、参考資料中100ページをお開きください。100ページです。

こちらについては、債務負担行為の調書を添付しております。こちらにつきましては、これまでに予算書に設定しておりまして、既に御承認をいただいている事項を掲載しておりますので、説明については省略させていただきたいと思っております。

それから最後、102ページ目ですね、102ページ目は今日差し替え分のこちら一枚物の資料をご覧ください。

こちらがですね、地方債の現在高の見込みに関する調書ということになります。まず、左から2列目が、これは令和5年度末の現在高の列です。次が令和6年度の現在高の見込額、そして3番目、4番目が令和7年度中の起債の見込額、元金、償還の見込額で増減を見込んだ分です。一番右が令和7年度末の現在高の見込みということになります。

一番下の合計の数字だけ説明したいと思っております。令和5年度末の現在高が27億4,742万6,000円、令和6年度の年度末の現在高が29億4,260万4,000円、令和7年度中、新たな起債を起こす分が2億7,790万円、そして元金の償還分が2億4,001万2,000円です。令和7年度末の現在高の見込みとしましては、29億8,049万2,000円となるようになっているところです。

以上、企画財政課の説明です。お世話になりました。

○議長（松尾純久君） 続きまして、総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） おはようございます。

続きまして、総務課より説明をさせていただきます。

総務課からは、13ページをお開きください。

まずは歳入からです。上から二つ目のマスです。11款、交通安全対策特別交付金、1目、交通安全対策特別交付金57万円を計上しております。毎年交付額が減少しているため、8万円を減額しております。

続きまして、15ページをお開きください。

一番上からです。13款、使用料及び手数料、1項、使用料、5目、総務使用料2万7,000円を計上しております。前年同額でございます。その下の枠です。13款、使用料及び手数料、3項、手数料、1目、総務手数料、1節、総務手数料といたしまして、各証明手数料1万1,000円、それから火薬類の譲り受け許可手数料6,000円を計上しております。

次のページをお開きください。

下の枠です。14款、国庫支出金、1目、総務費国庫支出金、26節、地域自殺対策強化事業補助金といたしまして18万円を計上しております。前年同額でございます。それから一番下になります。3目、土木費国庫補助金、1節、社会資本整備総合交付金です。これにつきましては、次のページの枠の一番下です。新規で防災安全交付金というのがございます。これにつきましては、防災マップWEB版の更新に係わる経費でございまして、2分の1補助でございます。

それから一番下の枠です。14款、国庫支出金、1目、総務費委託金です。1節、総務管理費委託金、自衛隊募集事務費委託金といたしまして、前年同額の2万円を計上しております。

次のページをお開きください。

一番下の枠です。15款、県支出金、2項、県補助金、1目、総務費県補助金、中身につきましては次のページでございます。3節の消費者行政推進事業補助金といたしまして、前年同額の24万4,000円を計上しております。

続きまして、21ページをお開きください。

下の枠です。15款、県支出金、3項、委託金、1目、総務費委託金です。一番下の4節、選挙費委託金といたしまして、一番上の在外選挙特別経費といたしまして1,000円の名目計上でございます。それから参議院選挙に関わります事務費委託金を526万1,000円を計上しております。

次のページをお開きください。

一番上です。5節、総務管理費委託金といたしまして、二つの事務委託金を令和6年度の実績で計上しております。それぞれ火薬類取締法に基づく事務費委託金としまして5万6,000円、それから液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に基づく事務委託金といたしまして1万4,000円を計上しております。

下の枠です。16款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入としまして、1節の土地建物貸付収入といたしまして、土地の賃借料につきまして24万7,000円、それから、これは建物貸付料、これは新庁舎のテナント分で217万6,000円を見込んで計上しております。下の枠です。2目、利子及び配当金、1節、利子及び配当金、総務課に関わります分は、一番上の熊本放送株式の配当金と、次のページの下から三つ目、地域環境整備基金利子、それから一番下のウクライナ避難民支援基金利子でございます。

次の枠をお願いします。16款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入は名目計上になっております。

続きまして、25ページをお開きください。

下から二つ目の枠です。20款、諸収入、3項、受託事業収入、1目、総務費受託事業収入、これまでの実績から137万5,000円を見込み計上しております。これはJR九州からの駅業務委託料でございます。

一番下の枠です。20款、諸収入、4項、雑入、1目、雑入といたしまして、2節の雑入でございます。ここでは総務課の分を読み上げます。まず25ページではコピー代26万円を計上しております。

それから次のページをお開きください。26ページです。

上から自動販売機設置料から町有自動車事故共済金、それから町有建物災害共済金、それから団体生命共済保険配当金は10万円を計上、印刷機の使用料は名目計上です。それから雇用保険料の被保険者負担金を計上しております。それから一つ飛びまして、町村会総合賠償補償保険共済金、次の独立行政法人国際協力機構の人件費補填金、それから一つ飛びまして、雑入、その他で名目計上させていただいております。

続きまして、歳入に移りたいと思います。28ページをお開きください。

歳出です。ここからは議会と総務課、会計、監査の予算についてまとめて説明をさせていただきます。

1款、議会費、1目、議会費6,531万8,000円を計上しております。前年比較で305万9,000円の増となっております。増額となりました要因につきましては、会計年度任用職員から常勤職員に、一般職員に代わったことによりまして、1節、報酬が122万円減額になりましたが、2節、給料が253万8,000円、3節、職員手当が130万5,000円の増額になったことや、新庁舎開庁に伴いまして、議会棟を単独で管理することになりまして、説明欄の13行目の消防設備や自動ドアの保守点検委託料5万2,000円、それから14行目の警備や浄化槽の施設管理委託料47万7,000円を新たに計上したことが主な要因となっております。また、2行目の報償費7万円は、子育て世帯が議会を傍聴できるように、託児所に係る経費を計上しております。

次のページです。

下の枠です。2款、総務費、1目、一般管理費2億151万5,000円を計上しております。前年対比で4,351万1,000円の減となっております。減額となった主な要因でございますが、2節、給料702万7,000円の減と3節、職員手当3,494万9,000円の減額で、再任用職員の退職や退職手当組合負担金の4分の1の軽減措置があることで減額となっております。また、ウクライナ支援事業で、日本語指導の終了に伴いまして、12節の委託料で258万7,000円の減額や、2世帯7名の帰国等によりまして、19節、扶助費が266万円の減額が主な要因となっております。なお、1節の報酬と4節の共済費につきましては、会計年度任用職員を2名増員したことで、合わせて803万2,000円の増額となっております。

次に新しく計上しました予算について説明します。30ページをお開きください。

説明欄の上から14行目です。中ほどです。顧問弁護士業務で、法的トラブルの予防や迅速な解決を行うため、委託料66万円を計上しております。そして3行下の出退勤管理システム導入委託料といたしまして123万2,000円を計上しております。これは職員の勤務実態の把握を行い、適正な労務管理を行うための経費でございます。

続きまして、32ページをお開きください。

32ページの下の枠でございます。2目、会計管理費2,514万1,000円を計上しております。前年対比で229万1,000円の増となっております。増額となった主な要因は、上から5行目の口座振替等手数料のうち、ゆうちょ銀行窓口手数料94万円の増額と、その下の会計業務委託料といたしまして、肥後銀行への会計業務の委託料279万6,000円を新たに計上したことが主な要因でございます。

次のページをお開きください。33ページです。

下の枠になります。3目、財産管理費4,282万9,000円、前年比で9,812万3,000円の減額となっております。新庁舎建設に関わります経費の減額が主な要因となっております。主なものについて説明いたします。下から16行目の庁舎清掃管理業務は、現在の週3日から全平日に増やしまして、年1回専門業者への清掃を委託するため、170万円を増額して計上しております。その下の

庁舎周辺植栽等管理業務は、6目、企画費の公園管理事業からの組み替えでございます。その下の委託料その他に二つの業務がありますが、いずれも新規事業で、太陽光発電で発電された電力を売電するための機器の方をですね、追加する業務委託料500万円、それから平成28年度に策定いたしました計画について、10年ごとの見直しが必要となっているため、公共施設等個別施設計画等策定業務を1,000万円を計上しております。また24節、積立金は、定期預金金利が上がったため、180万7,000円の増加となっております。内訳は説明欄のですね、下から5行目からの財政調整基金からですね、次のページにかけて記載をしております。次のページの2行目まででございます。

続きまして、34ページの方の説明を行います。

34ページの2段目です。4目、交通安全対策費336万円を計上しております。74万5,000円の増額となっております。増額となった要因につきましては、上から7行目のカーブミラー等設置工事費で、材料費の値上がりに伴いまして20万円の増額と、下から1番目の自転車用ヘルメット購入補助60万円を計上したことが主な要因でございます。また、ヘルメット購入補助金につきましては、熊本市からの要望もあり、熊本連携中枢都市圏での事業となりまして、特別交付税の交付が対象となりますが、補助金の上限が事業費要件で2,000円となったところでございます。

続きまして一番下の段です。6目、企画費、ここでは企画財政課と一緒にとなっておりますので、総務課の分を説明いたします。総務課の分は36ページをお開きください。

上から二つ目の○でございます。公園管理事業です。前年より492万9,000円の増額となっております。これは年の神公園整備で2,380万3,000円を再計上したことが主な要因でございます。

42ページをお開きください。

下の枠です。2款、総務費、4項、選挙費、1目、選挙管理委員会費758万6,000円を計上しております。前年と比べまして67万2,000円の増額となっております。増額の主な要因につきましては、選挙システム移行に伴います13節、使用料及び賃借料19万8,000円と職員の人件費の増額が主な要因でございます。

次のページをご覧ください。

2目、選挙常時啓発費8万円を計上しております。ここは選挙啓発にかかわります経常的経費でございます。次の6目、参議院議員選挙費です。526万1,000円の計上でございます。7月の予定の参議院議員選挙に関わります経費として計上しております。人件費や投開票に関わります費用などを過去の選挙を参考に計上しております。

次のページをお開きください。

一番下の枠です。2款、総務費、6項、監査委員費、1目、監査委員費115万5,000円を計上しております。監査委員に関わります経常的経費でございます。

73ページをお開きください。

73ページの下枠でございます。9款、消防費、1項、消防費、1目、常備消防費1億4,103万9,000円を計上しております。これは有明広域行政事務組合への負担金でございます。2目、非常備消防費2,532万6,000円を計上しております。前年比で135万5,000円の減でございます。減額の主な要因につきましては、17節、備品購入費で、7年度は消防ポンプの購入の予定がなく、214

万5,000円の減額が主な要因でございます。1節、報酬では、団員の研修及び訓練への参加増を見込み増額をしております。

次のページをお開きください。

中段の枠でございます。3目、水防費177万9,000円、前年比で30万円の増です。これは1節、報酬で、災害時の避難所運営に会計年度任用職員が勤務したときの手当を計上したことによるものでございます。下の枠です。防災管理費6,280万9,000円、前年比で1,352万2,000円の増です。増額の主な要因につきましては、次のページの14節、工事請負費で、6年度に引き続き説明欄の上から8行目の防災拠点整備工事で、二俣瓜生田の整備工事費3,950万円を計上したことが主な要因となっております。また、新規事業は75ページ説明欄、5行目WEB版防災マップ更新業務で、土砂災害警戒区域等の情報更新と、さらに4行下のJアラート受信機の更新に係る経費を計上しております。さらに一番下の自主防災組織活動活性化事業補助金では、地区防災計画を作成された地区への補助金で、防災資機材の購入や組織活動経費の支援を置くため、新たに新規設定計上しております。

91ページをお開きください。91ページです。

91ページの給与明細書の説明を行います。

一般会計分の給与明細書で、91ページは特別職について記載をされております。一番上を見ていただきますと、本年度ということで、長等と書いてありますが、これは町長、教育長分です。それから議員さんの10名分、それからその他特別職につきましては、消防団や選挙委員ほか各種委員さんで50組織がございます。

次の92ページをお開きください。

ここでは総括表で、一般職と会計年度任用職員をあわせたものを記載しております。

93ページでは、前ページの内訳で、一般職と会計年度を分けたものです。上の二つ（ア）と書いてありますが、これが一般職、常勤職員ですけれども一般職の分です。それから下の分（イ）がですね、会計年度任用職員と分けて記載をされております。

次のページ、94ページをお開きください。

ここでは給料及び職員手当の増減額の明細になっております。

続きまして、95ページをお願いいたします。

ここでは職員1人当たりの給与の平均を記載しております。

続きまして、96ページです。ここは級別職員数を記載しております。

次の97ページでは、昇級についての比較になっております。

98ページをお開きください。

98ページは期末勤勉手当と退職手当について記載をしております。

99ページでは、特殊勤務手当とその他の手当について記載をしております。

総務課からは以上でございます。説明を終わります。

○議長（松尾純久君） 説明の途中ですが、しばらく休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 失礼します。税務課関係分の説明をいたします。

10ページをお開きください。

2、歳入、1款、町税、1項、町民税です。1目、個人町民税1億7,919万4,000円、2目、法人町民税976万円、合計で1億8,895万4,000円を計上し、前年度比較で2,689万9,000円を増額しております。個人の主な理由としましては、前年度の特別税額控除、いわゆる定額減税がなくなり従来の税額に戻ったためです。法人については、今年度歳入見込みを約10%減額した額を計上しております。

続きまして、2項、固定資産税は、前年度比較で6,996万円の減額になります。これは償却資産を10%減額償却した額を計上しております。

続きまして、3項、軽自動車税は、対象車両数に応じて計上しております。続きまして、4項、町たばこ税は、今年度実績見込で計上しております。

続きまして、歳出です。39ページになります。

下段をご覧ください。2款、総務費、2項、徴税费、1目、税務総務費です。税務課の運営に要する経費で主に人件費になります。

続きまして、ページをめくっていただきまして40ページ、中ほどの2目、賦課徴収費です。賦課徴収業務に要する経費になり、納税通知書の印刷代、郵送代、固定資産評価委託料、電算システムの委託料、使用料、そして過年度分の還付金などが主なものになります。新規項目として二つ計上しております。一つは車両レッカー委託です。タイヤロックをしても納付がない場合、役場に車を移動させて公売することになります。この車を移動させるための経費になります。一つは不動産公売に係る鑑定業務になります。不動産を差し押さえても納付がない場合は、その不動産を公売することになります。公売する際の不動産見積価格を算出するための経費になります。これらの滞納処分経費は、公売が成立いたしましたら公売代金で賄います。続きまして、3目、地籍管理費です。地籍調査後の土地の分筆、合筆、所有者地目情報を最新の情報に更新しており、住民に対しての地図や座標値の提供、そして固定資産税の課税に使用しております。

税務課関係分については以上になります。

○議長（松尾純久君） 続きまして、町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） それでは、町民生活課の説明をさせていただきます。

歳入からです。15ページをおめぐりください。

2 枠目です。13款、使用料及び手数料、2項、手数料、1目、総務手数料の3節です。戸籍住民基本台帳手数料221万7,000円を計上しております。その下の行、3目、衛生手数料、1節、衛

生手数料で15万円を計上しておりまして、三つの内訳、説明欄があります。説明は省略させていただきます。

一番最後の枠です。14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金の1節、社会福祉費国庫負担金641万5,000円、こちらは国民健康保険基盤安定負担金でございます。

次のページをお願いします。

下枠です。2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金の9節の個人番号カード交付事業費補助金423万5,000円です。内訳としまして、個人番号カード交付事務補助金50万円は、マイナンバーカード事務に係る補助金で、国の補助100%補助でございます。また下の行で、社会保障税番号制度システム整備費補助金373万5,000円は、戸籍のふりがなの法改正に伴う通知作成業務とシステム改修に伴う国の補助100%でございます。

次のページの下枠です。3項、委託金、1目、総務費委託金、2節、戸籍住民基本台帳費委託金29万4,000円で、内訳は説明欄のとおりでございます。下の最後の枠です。2目、民生費委託金、1節、社会福祉費委託金108万1,000円で、国民年金事務委託金でございます。

次のページをお願いします。

2枠目です。15款、県支出金、1項、県負担金、1目、民生費負担金の1節、社会福祉費県負担金4,280万6,000円です。一番上の行の国民健康保険基盤安定負担金1,948万9,000円と3行目の後期高齢者医療保険基盤安定負担金2,331万6,000円でございます。

20ページをお願いします。

2項、県補助金の2枠目です。3目、衛生費県補助金、1節、保健衛生費県補助金238万6,000円のうち一番上の行です。合併浄化槽設置事業補助金54万8,000円の計上でございます。

次のページの下枠です。

15款、県支出金、3項、委託金、1目、総務費委託金の2節、戸籍住民基本台帳費委託金1万3,000円で、人口動態調査事務の委託金でございます。

次のページをお願いします。

2行目です。2目、衛生費委託金、1節、予防費委託金43万6,000円で、内訳は説明欄のとおりでございます。6目いきます。民生費委託金、4節、社会福祉費委託金14万3,000円は、人権啓発活動地方委託事業委託金で、今年度木葉小学校で実施されます人権の花事業に対する県の委託金でございます。

歳入の説明は終わり、歳出の説明に入ります。41ページをお願いします。

下枠です。2款、総務費、3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費7,055万6,000円で前年比3,494万6,000円の増額でございます。説明の方に入ります。まず一つ目の説明欄の○です。戸籍住民基本台帳費4,737万4,000円で前年比3,324万3,000円の増でございます。主な増額要因は、この説明欄の11行目になります。住基ネットサーバー機器保守委託料368万9,000円と、下から3行目の住基ネット機器更新業務1,693万3,000円は、6年経過したサーバーの機器更新と保守を計上しております。6年目の更新作業による増でございます。また13行目のふりがなの法改正に伴う通知書作成業務251万3,000円と18行目、ふりがな職権記載機能戸籍情報システム改修

業務68万2,000円、20行目の戸籍情報標準化、共通化に係る業務449万9,000円、22行目、戸籍附票システムの標準化、共通化に係る業務449万9,000円は、ふりがなの戸籍法改正に伴う業務を計上しております。

次のページをお願いします。

5行目です。引っ越しワンストップ支援サービス利用料126万7,000円を計上しております。令和6年度より開設しております簡単窓口システムに伴う経費を令和7年度も計上させていただいております。二つ目の○の戸籍住民基本台帳費給与につきましては、2,318万2,000円で前年比170万3,000円の増額でございます。職員4名分の人件費で説明は省略させていただきます。

46ページをお願いします。

46ページの説明欄の13行目、ちょうど真ん中ぐらいですかね、国民健康保険特別会計繰出金6,928万3,000円を計上しております。

48ページをお願いします。

48ページの真ん中の欄の3目、年金事務費です。381万5,000円で前年比40万5,000円の増額でございます。こちらは国民年金事務経費と事務に従事する職員給与1名分の計上でございます。

次のページをお願いします。

二つ目の欄の5目、後期高齢者医療費です。説明の一つ目の○後期高齢者医療1億2,982万2,000円で前年比55万7,000円の減額です。主な項目としましては、熊本県後期高齢者医療連合への負担金及び町の後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上しております。

56ページをお願いします。

2枠目です。3款、環境衛生費5,449万1,000円で前年比47万4,000円の増額でございます。主な事業といたしましては、説明欄の下から5行目、有明広域事務組合への衛生施設負担金4,031万円と、最後の行、合併処理浄化槽設置等補助金1,290万円を計上しております。補助金につきましては、30基分の補助を想定して計上しているところです。

60ページをお願いします。

2枠目です。4款、衛生費、2項、清掃費、1目、塵芥処理費1億8,104万3,000円で前年比1,243万3,000円の増でございます。主な増加要因は、東部環境センターの修繕、電気代等で、経費の増額と、また、施設管理委託料の増加に伴う負担金の増でございます。

61ページの4行目です。

庁用器具費14万9,000円で、こちらはごみ収集に伴うトラックの低床2トントラックの購入を計上させていただいております。

以上で町民生活課の説明を終わります。

○議長（松尾純久君） 続きまして、福祉課長、清田浩義君。

○福祉課長（清田浩義君） それではよろしく申し上げます。福祉課に関係する部分の主な部分について説明いたします。

13ページをお開きください。

歳入中ほど、12款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、民生費負担金、2節、老人福祉

費負担金、説明欄、老人保護措置費負担金、現年度110万3,000円は、措置入所に係る利用者負担金4名分になります。

次から款、項の名称は省略させていただきます。15ページをお開きください。

一番下の枠、1項、2目、民生費国庫補助金、3節、障害者福祉費国庫負担金、説明欄、自立支援医療（更生・育成）療育医療給付負担金、現年度644万4,000円は、補助率2分の1、介護給付費訓練等給付費負担金、現年度7,623万8,000円は、障害者サービスや補装具作成に係る補助率の2分の1になります。

次のページをお願いします。

4節、身体障害児福祉費国庫負担金、説明欄、障がい児施設措置費給付費等国庫負担金1,452万円は、18歳未満の障がい児に対する相談支援や放課後デイサービス等の障がい児サービスに係る補助率の2分の1になります。

次のページをお願いします。

中ごろになります。14款、2項、5目、民生費国庫補助金、1節、障害者福祉費国庫補助金、説明欄、地域生活支援事業国庫補助金172万5,000円は、ストーマ用補装具等の日常生活用具に係る補助率の2分の1になります。次、2節、老人福祉費国庫補助金、説明欄、低所得者保険料軽減交付金374万5,000円は、介護保険料の軽減分に対し国が2分の1を交付するものです。

次のページをお願いします。

15款、1項、1目、民生費県負担金、3節、障害者福祉費県負担金、説明欄、自立支援医療（更生・育成）療育医療給付負担金、現年度320万2,000円は、補助率4分の1、介護給付費訓練等給付費負担金、現年度3,811万9,000円は、補助率4分の1になります。次の4節、身体障害児福祉費県負担金、説明欄、障害児施設措置費給付費県負担金、現年度726万円は補助率4分の1になります。

次のページをお願いします。

下の方です。2項、2目、民生費県補助金、説明欄、がん患者QOL向上事業5万円は、県の補助基準額に対し補助率2分の1で5名分を計上しております。次の2節、老人福祉費県補助金、説明欄、高齢者住宅改造助成事業50万円は、補助上限額50万円、補助率2分の1で2件分を計上しております。

次のページをお願いします。

4節になります。障害者福祉費県補助金、説明欄、障害者住宅改造助成事業45万円は、補助上限額90万円、補助率2分の1で1件分を計上しております。

歳入については以上になります。

続いて歳出です。45ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、2億8,995万1,000円で、前年比3,213万1,000円の増です。説明欄中ごろ、成年後見支援センター業務85万円は、国の方針として各自自治体に設置を目標としている成年後見支援センターが行うべき業務のうち、既に社協が実施している事業以外の広報事業や制度の利用促進、後見人支援機能を令和7年度より委託するもの

です。

次のページをお願いします。

説明欄 5 行目になります。がん患者医療用かつら等購入助成39万円は、ウィッグ等購入補助として上限の10万円を3万円分と、次年度のケア用品購入3万円を3名分計上しており、県の補助金3万円を充当しております。次、がん患者乳房補正具等購入助成は、令和6年度中に開始した事業で、上限の10万円を2名分計上し、県の補助金を2万円充当しております。3行下になります。成年後見制度利用支援100万8,000円は、前年比67万2,000円の増です。低所得者に対する利用に係る補助を行う事業になりますが、令和6年度まで町長申立てを行った身寄りのない者を対象としておりましたが、令和7年度よりすべての利用者を対象としております。一般会計で65歳未満の障がい者と高齢者につきましては、介護保険特別会計中の予算計上を行っています。自宅で生活する者に対する月の上限額2万8,000円の1年分を3名分計上しております。3行下になります。介護保険特別会計繰出金は、1億4,789万6,000円で、対前年比1,673万8,000円の増です。主な内容は、介護給付費に係る繰出金は298万5,000円の増、職員の増に伴う給与引出金が731万9,000円の増となります。

次のページ、下の方をお願いします。

2目になります。老人福祉費は4,240万円で、前年比1,734万4,000円の増です。説明欄中ごろより上になりますけど、高齢者補聴器購入費補助金30万円は新規事業になります。65歳以上で町内に住所を有する介護保険の被保険者の方で、医師が補聴器の必要を認めた方に対し、補助率2分の1、上限3万円を補助するものになります。令和7年4月1日以降の購入を対象として10件分を計上しております。次、3行下になります。老人ホーム措置扶助費779万4,000円は、前年比240万円の増で4名分を計上しております。説明欄、下から5行目になります。高齢者住宅改造助成100万円は、1件当たり50万円を上限とする住宅改造補助の県補助額2分の1を歳入に計上しています。

次、下の説明欄、高齢者自立支援日常生活支援事業110万3,000円は、高齢者等に係るお弁当宅配事業で、火曜から金曜までの4日間、栄養改善が必要と認められる高齢者等に見守りも兼ねて実施している事業費になります。

次のページをお願いします。

説明欄、町内循環バス運行事業2,350万5,000円は、前年比1,496万1,000円の増です。新たに計画しております町内と旧玉名市内の病院、歯科等の通院をサポートする個別送迎の燃料費や委託料、個別送迎車購入費と、平成12年購入の循環バスを更新するための購入費を計上しております。一つ欄を飛ばします。4目になります。障害者福祉費は2億1,261万6,000円で、881万6,000円の増になります。説明欄、自立支援医療（更生医療、育成医療）給付事業中、更正医療委託料は1,280万9,000円で、前年比270万円の増です。生活保護者に係る入院費の増が主な要因で、国2分の1県4分の1の負担金を歳入に計上しております。

次のページ、下の方をお願いします。

ページ中ごろになります。地域生活支援事業中、機関相談支援センター事業206万1,000円は、

地域における相談支援の中核的な役割をになう機関として、総合的、専門的な相談支援の実施や地域の相談支援体制の強化の取り組み等を行うため、令和7年度より2市4町で委託を行います。財源につきましては、交付税として算定されることとなっております。

ページ中ごろより下の方になります。障害者住宅改造助成事業90万円は、65歳未満の身体障害者手帳1、2級、療育手帳A1、A2を所持する者に対し、在宅での自立促進や介護者の負担軽減のため、1件当たり90万円を上限とする住宅改造補助で、県の補助額2分の1を歳入に計上しています。

以上で福祉課の説明を終わります。

○議長（松尾純久君） 続きまして、保健子ども課長、小島隆一君。

○保健子ども課長（小島隆一君） 保健子ども課に関する主なものについて御説明いたします。

保健子ども課は昨年5月に新設され、令和6年度予算については前保健介護課及び前町民福祉課に組み込まれておりました。そのため、令和7年度予算においては、新たに保健子ども課単独の予算編成により、科目等の整理を行った関係で、前年比の増減が発生していることを申し添えます。

それでは13ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

12款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、民生費負担金、1節、児童福祉費負担金は、特定教育保護者負担金、現年度701万5,000円で、保育料等の保護者負担金になります。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、衛生使用料、1節、交流センター使用料は、交流センターの入館料等で、2,385万5,000円で、前年度と同額を見込んだ計上です。現在1日250人程度の入館となっております。

15ページをお開きください。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、衛生費国庫負担金、1節、保健衛生費国庫負担金は、妊婦のための支援給付金520万円で、妊娠認定、子どもの数が算定の基礎となり、全額国の負担金となります。2目、民生費国庫負担金、16ページの5節、児童福祉費国庫負担金は、特定教育保育施設設置費、現年度1億3,872万5,000円で、保育園等の運営費2分の1を国が負担するもので、前年比1,648万1,000円の増となります。これは人事院勧告に伴う公定価格の改定、保育士の賃金アップによる負担金単価の増額が主な要因です。次の養育医療費国庫補助金、現年度334万円は、未熟児に対する医療、食事療養費で、保護者負担金を引いた2分の1を国が負担するものです。次の施設等利用給付国庫負担金59万1,000円は、幼稚園等で行う一時預かり保育事業に対して、国が2分の1を負担するものです。

続いて14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金、6節、児童手当国庫負担金は、児童手当国庫負担金、現年度1億9,422万6,000円で、前年比1億3,786万6,000円の増額となり、令和6年10月分からの制度改正に伴う拡充が増額の主な要因です。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、衛生費国庫補助金、1節、保健衛生費国庫補助金は、母子保健衛生費国庫補助金295万5,000円で、産前産後サポート事業に国が2分の1負担するもので、前年比86万9,000円の増額、出産・子育て応援交付金事業国庫補助金170万2,000円は、

妊婦のための支援給付費等に国2分の1の負担になります。

続いて17ページをご覧ください。

5目、民生費国庫補助金、3節、児童福祉費国庫補助金は、児童虐待・DV対策等総合支援事業国庫補助金100万円で、補助率3分の2、子ども・子育て支援事業費補助金4,682万1,000円は、子どもの居場所づくりに関する3分の1補助、1,546万3,000円、こども家庭センターの運営費等に係る3分の2の補助として1,909万6,000円などが含まれています。

続いて18ページです。

15款、県支出金、1項、県負担金、1目、民生費県負担金、5節の児童福祉費県負担金は、特定教育保育施設設置費、現年度6,936万2,000円で、保育所等の運営費の4分の1を県が負担するものです。6節、児童手当県負担金は、児童手当県負担金、現年度2,198万6,000円で、児童手当の9分の1を県が負担するものです。

続いて19ページ、15款、県支出金、2項、県補助金、2目、民生費県補助金、3節の児童福祉費県補助金は、児童福祉費県補助金5,424万8,000円のうち、医療費以外の分が子育て支援事業で5,214万8,000円、主なものとして、放課後児童健全育成事業1,001万7,000円で、学童保育3クラブの運営費等に3分の1補助。

続いて20ページをお願いします。

保育対策総合支援事業費補助金1,582万4,000円は、医療的ケア児保育支援事業等に4分の3の補助、利用者支援事業、こども家庭センター型補助金686万2,000円で、こども家庭センター運営費の6分の1を県が補助するもの、児童育成支援拠点事業補助金669万3,000円は、子どもの居場所づくり、オレンジに対する県の3分の1補助になります。続いて3目、衛生費県補助金、1節の保健衛生費県補助金は、説明欄の一番下、出産・子育て応援交付金事業補助金80万9,000円で、妊婦のための支援金に4分の1、子育て支援に対して6分の1を県が補助するものです。

続いて25ページに飛びます。

20款、諸収入、3項、受託事業収入、5目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入985万円は、高齢者の健康事業と介護予防の一体的実施事業として、後期高齢者医療広域連合からの委託事業です。

歳入については以上となります。

続いて歳出です。50ページをお開きください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は6,145万4,000円を計上し、前年比436万5,000円の減額、つどいの広場事業の予算組み替えが要因となります。説明欄3行目、報償費、出生祝いは50名を見込み、250万円。

51ページ、子ども医療費に係る3,642万9,000円が主な事業となります。2目、児童手当費は2億3,902万2,000円を計上し、前年比1億5,734万円の増額で、令和6年10月分からの制度改正に伴う拡充が増額の要因となります。3目、母子父子福祉費は124万7,000円を計上し、ひとり親家庭等医療費扶助120万円が主な事業です。4目、子ども・子育て支援事業は、4億6,234万9,000円を計上し、前年比8,533万5,000円の増額。

52ページです。説明欄、9行目の副食費補助1,008万円は、21万円の増額、子ども・子育て支援補助事業は6,484万円で、前年比2,770万、8万8,000円の減額ですが、これについては53%の下の〇二つ、保育給付事業及び保育対策総合支援事業と内訳の整理を行った関係で減額となっております。

52ページにお戻りいただいて、委託料その他で、真ん中ぐらいの委託料その他です。3クラブの学童保育委託料2,919万4,000円、子育て援助活動支援事業580万円は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡調整等を行う事業、次の子育て世帯訪問支援事業は、訪問支援員が家事、子育て等に対し、不安や負担を抱えた子育て世帯や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事支援や育児サポート、不安や悩みの傾聴を行う事業に220万2,000円、児童育成支援拠点として、オレンジの運営費に2,008万円、保護者の入院等で子育てを一時的にできなくなったときの短期入所費用として、35万3,000円を計上しており、国3分の1、県3分の1の補助事業になります。

53ページです。

こども家庭センター事業は、4,396万1,000円、国3分の2、県6分の1の補助事業になります。こども家庭センターは、相談支援機能の一体化を図り、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し一体的な相談機能を持ち、関係機関へ必要なサービスをつないでいく機関になります。母子保健児童福祉に専門的な知識を持つ保健師等が統括支援員として中心となり、サポートプランを作成し、支援を行います。会計年度任用職員3名、専門職3名の6名分の人件費や講師費用等について計上しています。保育給付事業は、特定教育・保育施設運営費3億508万6,000円で、保育園の運営費となります。前年比4,155万9,000円の増額で、主な要因としては、人事院勧告に伴う公定価格の増による園児1人当たりの負担金の増額となります。保育対策総合支援事業2,062万7,000円は、医療的ケア児の保育所受入対策で4分の3、環境改善に3分の2のいずれも県の補助で、2名の受け入れを予定しております。

54ページをお願いします。

上段です。つどいの広場事業627万6,000円は、前年比59万6,000円の増加で、スタッフ1名増の人件費が要因です。つどいの広場事業は、子育て親子の交流の場、子育て等に関する相談、援助が主な事業で、国3分の1、県3分の1の補助事業となります。

55ページです。4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費は4,271万7,000円を計上し、前年比1,185万4,000円の増額、説明欄の予防総務費3,940万9,000円は、対前年比936万円の増額で、各種予防接種に係る費用で、新規に带状疱疹ワクチン接種関連が増額の要因になります。

57ページに飛びます。

4目、母子衛生費、説明欄の母子保健医療対策総合支援事業の産前産後サポート事業73万2,000円は、産前産後の相談支援を行い、家庭や地域での孤立感を解消する目的で実施する事業です。少子化対策総合支援事業は、不妊治療に対する費用助成や妊婦健康診査委託料等に773万7,000円を計上しております。妊婦支援給付金は、令和6年度は出産子育て応援交付金として、妊娠届け

時5万円、出産時5万円を給付、令和7年度は妊婦への支援給付に代わり死産や流産に対しても給付が行われ、520万円を計上しています。6目、健康増進費1,124万7,000円は、次の58ページをお願いします。説明欄の真ん中、がん検診等の委託料に849万9,000円、7目、ふれあいの丘事業運営費は、施設管理委託料等に674万8,000円としております。8目、交流センター運営費6,406万8,000円は、1,590万2,000円の増額で、物価高騰による燃料費及び光熱水費の増額、また老朽化に伴う修繕料の増加が主な要因となります。

60ページにかけてになります。

9目、保健センター運営費は1,102万3,000円で、前年比129万4,000円の増額で、施設管理委託料等になります。

最後に49ページにお戻りください。

49ページ、一番下の枠になります。3項、民生費、1項、社会福祉費、5目、後期高齢者医療費の説明欄、一番下の一体的事業費459万8,000円は、後期高齢者医療広域連合からの委託による高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業となります。

以上で保健こども課の説明を終わります。

○議長（松尾純久君） 説明の途中ですが、しばらく休憩します。午後は1時に再開します。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計予算の説明の途中でしたが、これから農業委員会事務局長、岩川康幸君。

○農業委員会事務局長（岩川康幸君） それでは、農業委員会から御説明をさせていただきます。

20ページをお開きいただきたいと思います。歳入になります。

15款、県支出金、2項、県補助金、5目、農林水産業県補助金のうち、農業委員会としましては、説明欄の上から3行目までとなります。機構集積支援事業補助金、農業委員会交付金、農地利用最適化交付金は、農業委員会へ交付をされるものです。機構集積支援事業補助金、農業委員会交付金は前年度実績減のために減額をしております。同じく農地利用最適化交付金は、上乘せ報酬が前年実績減のためこれも減額をしております。

25ページになります。

20款、諸収入、3項、受託事業収入、2目、農業者年金事務受託事業収入16万8,000円を計上しております。農業者年金に関する事務を行うため、実績により交付をされるものです。続きまして3目、農地受託事業収入9万5,000円を計上しておりますが、内、農業委員会としましては、説明欄の1行目で、農業公社を利用して農地の売買があった農地の受託事業収入で、実績により交付をされる事務費です。

以上が歳入になります。

続きまして、歳出でございます。61ページをお開きいただきたいと思います。

6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費2,177万7,000円、161万3,000円の減となっております。減額になりました要因としましては、職員の異動に伴います給与等の減額が主な要因です。説明欄です。まず○印、農業委員会総務費は、委員の活動に係る人件費をはじめ、協議会への負担金などの経費となります。次に○印、農業委員会総務費です。給与になります。62ページの4行目までが農業委員会職員2名分の経常経費になります。

続きまして、○印、機構集積支援事業は、農地利用の状況調査や意向調査に関する人件費及びタブレットシステムの経費を計上しており、国の補助事業になります。最後の○印、農地利用最適化事業は、国の全額補助で、委員の活動実績に伴う上乘せ報酬です。

続きまして、2目、農業者年金費8万円を計上しております。前年並みの計上でございます。農業者年金事務の経常的な事務費を計上しております。

続きまして、3目、地域農政推進対策事業費2万7,000円を計上しております。前年並みの計上でございます。農業公社を利用して農地の売買をした場合の事務的経費を計上しております。

農業委員会関係につきましては以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 産業振興課から御提案させていただきます。

14ページ、歳入です。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料、2目、農業使用料169万8,000円、6万5,000円増、この増額はかん水利用者の増によるものです。1節、農業使用料といたしまして、農産加工品センター使用料とかん水施設使用料157名の利用者を見込んでいます。

次に20ページです。

15款、県支出金、2項、県補助金、5目、農林水産業県補助金5,525万2,000円、2,758万2,000円増、増額の主な要因といたしましては、2節、林業費県補助金の農山漁村振興交付金が増額となったことが主な要因です。説明欄です。1節、農業費県補助金は、4行目、担い手育成支援事業補助金から農村環境計画策定事業補助金までが産業振興課分となっております。2節、林業費県補助金、次ページ農山漁村振興交付金は新規事業の農業農村情報通信環境事業計画策定事業に係る歳出の財源となっております。

次に22ページです。

15款、県支出金、3項、委託金、3目、農林水産業委託金26万円、2万円増、増額の要因といたしましては、鳥獣捕獲等の許可申請等の事務手続きが多くなったことが要因です。

16款、財産収入、1項、財産運用収入、2目、利子及び配当金、産業振興課分は、説明欄の上から6行目、ふるさと水と土保全基金利子と、最後の森林環境譲与税基金利子、次のページ1行目、かん水施設事業基金利子になります。

次に26ページです。

20款、諸収入、4項、雑入、1目、雑入、2節、雑入、産業振興課分は下から15行目、種麴菌代から農産品加工センター冷蔵庫設置料まで、前年並みの計上になります。

続きまして、歳出でございます。62ページをお開きください。

6 款、農林水産業費、1 項、農業費、4 目、農業総務費3,306万円、261万2,000円減、減額になった要因といたしましては、職員1名分の減額が主な要因です。説明欄です。農業総務費につきましては、産業振興課においての事務費、各種協議会等への負担金及び農業者への機械等整備補助など、育成補助金等を計上しております。農業総務費給与は産業振興課4名分の経常経費になります。5 目、農業振興費2,000万6,000円、307万1,000円増、増額となった要因といたしましては、64ページ、説明欄の下から二つ目の○の新規就農者育成総合対策事業費補助金の経営発展支援事業、こちらは新規就農者の農業機械購入補助金を補助率4分の3を計上していることと、新規の事業といたしまして、果樹振興において、生産者の減少や高齢化、後継者不足等により栽培面積が減少傾向にあり、将来の町の果樹振興が危ぶまれるため、農業後継者対策事業といたしまして、果樹主要産地の調査に取り組むための事業を計上したことによる増額が主な要因であります。

次に65ページです。6 目、地域農政特別対策費33万8,000円、1,000円減、減額の要因といたしましては、通信運搬費の減額によるものです。この科目は、認定農業者育成のため事業を行うものです。7 目、農地費2,629万1,000円、239万1,000円増、増額となった要因といたしましては、説明欄の5 行目、農業振興地域計画書の製本にかかる印刷製本費と、17行目、浦田上木葉基盤整備促進事業に係る未相続調査事業業務の委託料を計上したことによる増額になります。

次に66ページです。

8 目、畜産振興費5万3,000円、前年同額です。この科目は、畜産関係の協議会及び部会への負担金や補助金を計上しております。

6 款、農林水産業費、2 項、林業費、1 目、林業費3,367万1,000円、2,622万6,000円増、増額となった要因といたしましては、説明欄をご覧ください。鳥獣捕獲事務中、アライグマ捕獲委託料を当初から計上したことと、電気柵等の有害鳥獣被害対策補助金の増額と、新規事業でICTを活用して、獣害対策に取り組むため、農業農村情報通信環境整備計画策定委託料を計上したことによります。

6 款、農林水産業費、3 項、水産業費、1 目、水産業振興費15万円、前年度同額で、菊池川漁協への負担金です。

7 款、商工費、1 項、商工費、1 目、商工業振興費5,709万4,000円、5,332万5,000円増、増額となった要因といたしましては、熊本連携中枢都市圏合同就職説明会負担金を今年度から当初予算に計上したことと、物価高騰に対応し、町民の生活を支援するために玉東町内買い物券事業の経費を計上したことによるものが要因です。

次のページ、68ページをお開きください。

2 目、観光費68万9,000円、67万5,000円減、減額となった要因といたしましては、昨年度計上しましたPR用ポスターを製作委託料が減ったことが要因です。

産業振興課からは以上です。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） よろしく申し上げます。それでは、建設課関係の予算について御説

明いたします。

まず歳入からになります。13ページをよろしく願います。

13ページの下から二つ目の枠になります。12款、分担金及び負担金、1項、負担金、2目、土地改良費負担金と4目の災害復旧費負担金につきましては名目計上となっております。5目、土木費負担金につきましては、山口地区里道をコンクリート舗装修繕をいたしますので、受益者負担金として2分の1の25万円を計上しております。

続きまして1枚めくっていただきまして、14ページになります。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料、3目、土木費使用料5,289万3,000円、34万4,000円の増額です。1節、土木費使用料は、里道、水路への電柱の占用料、2節、道路占用使用料は、町道への電柱などの占用料になります。3節、住宅使用料、説明欄です。上の4行につきましては、町営住宅上木葉団地、稲佐団地、猪の鼻団地の家賃及び駐車場使用料です。次の4行につきましては、地域活性化住宅、サクラハイツの分の家賃及び駐車場使用料です。次の2行は、地域資源活性化住宅、こちらは小清水住宅に係る分になります。次の最後の4行が地域優良賃貸住宅、こちらはアベニール木葉の分に係る家賃及び駐車場使用料、あと共益費の分になります。

続きまして、1枚おめくりいただきまして16ページになります。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、3目、災害復旧費国庫負担金は名目計上となります。町道に関する災害が発生した場合に改めて予算計上をさせていただきます。2項、国庫補助金、3目、土木費国庫補助金は1億9,054万2,000円を計上しております。1節、社会資本整備総合交付金の内訳としまして、説明欄になります。活力創出基盤整備総合交付金、こちらは道路改良工事と橋梁点検に関する国の補助金になります。次の市街地総合整備交付金につきましては、カントリーパーク事業に対する補助金となっております。

その次ですね、17ページが一番上の行になりまして、地域住宅支援総合交付金につきましては、こちらは戸建て住宅の耐震診断、改修と通学路の危険ブロックと危険空き家の解体及びサクラハイツの家賃補助につきまして、補助率45%ですね。耐震診断及びブロック塀の補助につきましては、補助率50%として計上しております。

そして次はですね、続きまして、21ページをご覧ください。願います。

15款、県支出金、2項、県補助金、6目、災害復旧費県補助金、こちらは名目計上になります。

1枚おめくりいただきまして22ページになります。

上の表です。3項、委託金、5目、土木費委託金36万です。2節、河川費委託料は、県管理河川の河川敷除草業務の委託料になります。

続きまして、23ページになります。

下から二つ目の欄の18款、繰入金、1項、特別会計繰入金、3目、土地取得特別会計繰入金、こちらは土地取得特別会計からの繰入金になります。2,191万9,000円になります。5目、宅地開発特別会計繰入金、こちらは宅地開発特別会計からの繰入金となります。

続きまして、26ページになります。

20款、諸収入の4項、雑入になりまして、説明欄の下から11行目になりますけれども、公共工

事遅延損害金、1万分の1地図代、道路損傷補償金につきましては名目計上となっております。自動販売機設置料は、猪の鼻団地に設置しております自動販売機の収入となります。

以上で歳入につきましては説明を終わります。

続きまして68ページをご覧ください。歳出になります。

68ページになります。8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費は6,173万2,000円の計上で、前年比277万6,000円の減額でございます。減額要因といたしましては、建設課職員の人員が1名減少となったためでございます。人件費についての説明は割愛させていただきます。

右の説明欄をご覧ください。委託料その他、道路台帳修正業務200万は、前年度道路改良工事に伴う分の台帳を修正する分になります。嘱託登記委託料は、250万は未登記処理に係る委託料になります。

次のページ、69ページの一番上の方になります。負担金その他で、有明海沿岸道路「荒尾・玉名地域整備促進期成会」負担金20万円ほか4協議を計上しております。それから補助金（補助）のところをご覧ください。国の補助を活用して個人に対する補助を行うものとなりまして、まず、戸建て住宅耐震診断1件分を9割補助の13万5,000円、上限13万5,000円、耐震設計及び改修に1件、1件当たり8割の補助、上限157万5,000円を計上しております。通学路の危険ブロック塀撤去に2件分の100万円を計上しております。危険空き家解体補助、1件当たり8割補助、上限100万円の2件分で計上しております。こちらは本会議で承認いただきました玉東町空き家の適正管理に関する条例の中の特定空き家に認定されたものの中で、その建物が倒壊した場合、国道、県道、町道などの公道の通学路及び避難路に倒壊した場合支障がある物件に対して、補助を行うものになります。

続きまして、2項、道路橋梁費、1目、道路維持費2,612万1,000円の計上です。297万3,000円の前年比増額となります。増額の要因といたしましては、道路維持に係る工事請負費の増となります。説明欄です。道路修繕料は、こちらは側溝などを含む修繕料として200万を計上しております。工事請負費につきましては、区画線及び道路路肩の●●コンクリートなどの保護工事ほか4件として、2,250万を計上しております。

続きまして70ページ、お願いします。

2目、道路新設改良費2億8,875万8,000円を計上し、前年比1,260万8,000円の増額となります。こちらは単独事業費の前年比較として、469万の増額となります。すみません、単独事業費は469万2,000円の減額になります。補助事業が1,730万の増額となっております。説明欄になります。道路新設改良単独事業2,825万8,000円の内訳でございます。設計・監理委託料1,100万とし、白木の栗地原から小清水を結ぶ道路の概略設計に100万円、原倉の立岩五叉路の交差点整備と、その交差点から本村を結ぶ県道の新設バイパスのための概略設計の500万、二俣の萱原から熊本市道の田原坂線への新設道路の用地調査及び交差点協議を進めるための設計に500万を計上しております。工事請負費としましては、年の神公園内の管理道路と二俣東本村地区内の道路工事に1,020万、土地購入としましては、稲佐地区通学路整備に伴う用地購入に480万、補償費は町道改良2路線の電柱移設に係る補償費として200万を計上しております。

続きまして、道路新設改良補助事業になります。2億6,050万の内訳になります。設計・監理委託料、宮ノ脇天神平線道路改良工事に係る設計委託料になります。委託料その他、こちらは道路舗装のひび割れなどの劣化調査業務委託に1,000万を計上しております。工事請負費といたしましては、稲佐山口線外道路改良工事に8路線ですね、稲佐山口線外8路線に1億4,200万、土地購入費としまして、菅谷六本楠線外1路線に550万、補償費としまして、同じく菅谷六本楠線外1路線に補償費9,300万を計上しております。

続きまして、3目、橋梁維持費1,300万を計上しております。前年比200万円の減です。こちらにつきましては、橋梁の点検業務になります。5年に一度の点検業務が道路法により義務づけられておりますので、6年度に引き続き実施するものでございます。続きまして、4目、排水路整備2,013万5,000円、前年比100万円の減です。工事請負費としまして、明神橋浦田線排水路整備工事外継続路線の、外3件ですね、合計4件につきまして2,000万を計上しております。

続きまして、3項、河川費、1目、河川総務費47万4,000円を計上しております。前年比300万の減額になっております。

続きまして、4項、都市計画費、1目、公園費5,130万、前年比630万の減額です。継続しておりますカントリーパーク整備事業で、吉次峠側の駐車場整備を行うための設計に500万円、半高山公園の駐車場から頂上に登る遊歩道整備に係る工事請負費で4,500万円を計上しております。

続きまして、5項、住宅費、1目、住宅管理費6,754万3,000円、前年比3,086万4,000円の増額になっております。増額の要因といたしましては、猪の鼻団地の玄関ドアなどの改修工事の費用が増額となっております。職員1名分の人件費及び経常的経費については割愛いたします。説明欄の一番下の欄ですね、工事請負費、猪の鼻団地改修工事につきましては、玄関のドアが木製で、歪みやずれがでているため、鍵の施錠ができないなど不具合がっております。そのためアルミ製のドアの改修を行います。また併せて、浴槽やトイレなどの室内の手すりを設置する予定となっております。7年度は16件分を予定しております。

続きまして、72ページをお願いします。

説明欄の上から二つ目の○のところになります。地域活性化住宅管理費、こちらはサクラハイツの管理費用となっております。その中の使用料及び賃借料につきましては、サクラハイツが1期から5期までである分のリース料となっております。

続きまして、木葉駅前PFI事業の中ですね、ページは73ページになりまして、説明欄の下から二つ目、防風スクリーン設置工事になります。今年度7階から12階までの防風スクリーンを設置しております。それを2階から6階までの分を設置する分の工事費として計上しております。

続きまして、最後にですね、89ページになります。

89ページの下から二つ目の枠になります。11款、災害復旧費、1項、農林水産業費及び2項の公共土木災害復旧費でございます。こちらにつきましては、災害発生時に迅速な対応ができるよう、委託料、工事請負費を計上しておくものになります。

以上が建設課関係の予算となります。

○議長（松尾純久君） 続きまして、教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） よろしくお願ひします。

それでは、教育委員会の関係する部分について、主なものを説明いたします。

歳入、14ページをお開きください。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料、4目、教育使用料68万5,000円、説明欄をご覧ください。中央公民館使用料から次のページ、1行目の玉東中学校体育館使用料は、令和6年度の実績見込みをもとにそれぞれ計上しております。

次、17ページをお開きください。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、4目、教育費国庫補助金、1節、小学校費国庫補助金7万1,000円は、小学生の特別支援教育就学奨励費に対し、国が一定額を補助するものです。次の行、2節、学校教育設備整備費等補助金3,008万9,000円は、理科教育等設備整備費に対し2分の1の補助、71万9,000円と、公立学校情報機器整備費2,937万円は、更新を行う児童生徒用iPad1台につき5万5,000円を上限として補助されるものです。次、3節、中学校費国庫補助金11万9,000円は、中学生の特別支援教育就学奨励費に対する補助、次、6節、文化財保護国庫補助金1,400万円は、文化財保存整備費へ2分の1が補助されるものです。

続きまして、21ページをお開きください。

15款、県支出金、2項、県補助金、7目、教育費県補助金、1節、社会教育費県補助金108万3,000円は、地域人権教育指導員設置費に対し、県が2分の1を補助するものです。次、2節、小学校費県補助金12万円は、水俣に学ぶ肥後っこ教室のバス借上料に対し2分の1補助、4節、文化財保存整備費補助金140万円は、前述の国庫補助にさらに5%を県が補助するものです。6節、学校教育費県補助金8万3,000円は、中学校英語検定チャレンジ事業で、生徒の受験料に対し3分の1補助、8節、保健体育費県補助金256万円は、地域スポーツクラブ活動体制整備事業に一定額が補助されるものです。

続きまして、26ページをお開きください。

20款、諸収入、4項、雑入、1目、雑入、2節、雑入、説明欄、下から7行目のコピー代から、次27ページ、4行目、地域クラブ年会費までが教育委員会関連の雑入となり、一番下の地域クラブ年会費231万円は新設となり、令和7年4月から中学校部活動の地域移行に伴うクラブ参加料になります。

歳入については以上です。

続きまして歳出、75ページをお開きください。

10款、教育費、1項、教育総務費、1目、教育委員会費133万1,000円は、教育委員に係る費用で、前年度並みを計上しています。

次、76ページをお開きください。

2目、学校教育費2億2,943万7,000円は、教育委員会が学校教育に関して支出するもので、教育長、学校教育課職員5名の給与、会計年度任用職員に係る人件費や学校管理運営上に必要な費用で、前年度比7,703万1,000円の増額を計上しております。主な内訳は説明欄3行目から7行目、会計年度任用職員人件費で、内訳が学校教育支援員3名、特別支援教育支援員9名、指導主事1

名分です。3行下、昨年度補正予算で計上いたしました小学校と中学校入学助成は、88万円と162万円を当初予算より計上しております。9行下の学校施設保守点検委託料397万6,000円、7行下の学校施設管理委託料336万3,000円。

次、77ページ4行目、ICT支援に関する委託料504万8,000円、4行下の学習支援システム等ほか複合機等使用料及び賃借料905万1,000円、6行下、学習用iPadと教職員校務用端末更新に伴う庁用器具費8,731万円、77ページ一番下、国際理解教育事業補助502万2,000円です。

次、78ページをお開きください。

二つ目の○外国青年招致事業は、外国語指導助手（ALT）を2名雇い入れます費用804万3,000円です。学校教育費の増額となった主な理由は、特別支援教育支援員1名の増員に係る人件費の増と学習用iPadと教職員校務用端末の更新に伴う庁用器具費です。

続きまして、3目、共同調理場運営費3,785万6,000円は、前年比593万円の増額を計上しております。主な内訳は、説明欄6行目から燃料費、光熱水費、修繕料と、79ページ、説明欄下から6行目の調理運搬業務委託料2,359万5,000円、二つ下、工事請負費211万5,000円、庁用器具費155万8,000円です。増額となった主な理由は、電気料金の増加、調理場運搬業務の更新に伴う委託料の変更、配送車への積み込み作業スペースへのビニールカーテン設置ほか2件の工事請負費です。

次、10款、2項、小学校費、1目、学校管理費1,396万9,000円は、前年度比79万6,000円の増額、主な内訳は、消耗品費、光熱水費、修繕料です。増額の主な理由は、電気料金の増加によるものです。

次、80ページをお願いいたします。

2目、教育振興費491万9,000円は、教育教材費や就学扶助費で、前年度比990万600円の減額、理由としましては、昨年度は教科書改訂が行われまして、教師用の指導書や教材を購入したためです。次、3目、学校給食費1,871万5,000円は、小学生の給食費に対し全額を補助するもので、前年度比92万9,000円の増額、食材等の高騰による給食費の値上げによるものです。次、5目、学校施設整備費3,395万3,000円で、主な内訳は、説明欄3行目、山北小プール濾過器改修1,362万4,000円、高架水槽取り替え626万2,000円。

次、81ページ1行目、家庭科室空調設置314万6,000円、2行下、木葉小校舎外壁改修工事設計委託料750万円です。

次、10款、3項、中学校費、1目、学校管理費934万3,000円は、前年度比15万8,000円の減額、主な内訳は、消耗品費、光熱水費、修繕料です。昨年度備品の購入が多かったことが減額の主な理由となっております。次、2目、教育振興費719万8,000円は、前年比258万円の増額、今年度は教科書改訂が行われまして、教師用の指導書や教材を購入する必要があるためです。

次、82ページをお願いします。

3目、学校給食費1,115万4,000円は、中学生の給食費に対し全額を補助するもので、前年比111万3,000円の増額は、食材等の高騰による給食費の値上げによるものです。次、4目、学校施設整備費140万4,000円は、玉東中学校渡り廊下屋根工事になります。

次、10款、5項、社会教育費、1目、社会教育総務費3,326万3,000円は、社会教育事業に係る

費用と社会教育課職員3名分の給与、会計年度任用職員に係る費用で、前年度比351万8,000円の減額、主な内訳は、次、83ページ説明欄、上から9行目、町内各種団体への補助金110万円、二つ目の○地域学校共同本部推進事業は、放課後子ども教室などに係る費用で、219万9,000円、その次の○学習支援事業は、小学生の寺子屋学習塾と中学生の未来塾、長期休暇中の学習支援に係る費用で、136万3,000円、減額の主な理由は、職員の異動に伴う給与費等に係るものです。

次、84ページ、2目、公民館費4,601万2,000円は、公民館事業と施設の維持管理に係る費用で、前年度比3,021万5,000円の増加、主な内訳は説明欄9行目、光熱水費、11行下、施設管理委託料、次、7行下の中央公民館LED改修設計・監理委託料381万2,000円、3行下、中央公民館LED改修工事2,544万4,000円と、85ページ、説明欄7行目、図書運営事業費217万1,000円です。増額の主な理由は、中央公民館のLED改修工事に係るものです。続きまして、3目、文化財保護費4,273万4,000円は、前年比1,981万9,000円の増額、主な内訳は説明欄11行目、史跡枯れ木等伐採委託料426万8,000円。

次ページ、86ページ、二つ目の○西南戦争遺跡群連携保存活用事業は、西南戦争を活用し、熊本市や各種組織と連携を図りながら行っている事業で、180万9,000円、三つ目の○整備基本計画に基づき実施する史跡整備事業は、3,381万3,000円で、内訳は次ページ87、1行目から、二俣古閑砲台跡法面保護1,237万8,000円、二俣古閑砲台跡芝張り1,214万3,000円、吉次峠サイン整備907万9,000円です。

87ページ、10款、6項、保健体育費、1目、保健体育総務費2,018万6,000円、社会体育事業に係る費用で、前年比657万円の増額、主な内訳は、説明欄13行目、郡スポーツ協会への負担金108万8,000円、7行下、町内各種団体への補助金等200万2,000円、二つ目の○総合型スポーツクラブ推進事業は、オレンジはあとクラブの運営に係る費用で340万3,000円、三つ目の○部活動の地域連携事業は、中学校部活動の地域クラブへ移行に係る費用で1,174万2,000円です。主な内訳は、次、88ページ、2行目から5行目、会計年度任用職員に係る人件費、9行下、冬場の練習環境改善を図るための中学校グラウンド照明工事137万2,000円、5行下、指導者謝金相当分としての部活動育成補助380万円です。保健体育総務費の増額の主な理由は、中学校グラウンド照明工事費と部活動育成補助になります。次、2目、体育施設費3,470万3,000円は、前年比2,838万7,000円の増額、主な内訳は、説明欄3行目、光熱水費と7行下の施設管理委託料257万7,000円、次ページ、89ページ2行目と5行目の武道館LED改修工事に伴う設計・監理委託料387万2,000円と、工事請負費2,418万7,000円です。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 一般会計予算の説明が終わりましたので、しばらく休憩します。

休憩 午後2時49分

再開 午後2時59分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第26号について説明を求めます。

町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） それでは、議案の説明に入ります前に、一般会計と同じく給与明細の修正がありますので、修正箇所を申し上げますので修正をお願いいたします。

（同じだろ、彼が言ったのと同じだろう、違うと。）

箇所、ちょっとページ数が違うかな、一緒ですけど。

（一緒だろだい。）

20ページです。

（金額は一緒だろ。）

額は一緒です。20ページの。

（西浦君がたい、全部特別会計まで組んでいますて言うてあるけん、もういいよそれ。）

いいですかね、では修正はよろしくお願いします。

それでは、議案第26号について御提案申し上げます。

1枚お開きください。

議案第26号、令和7年度玉東町国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億3,515万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円とする。

（歳出予算の流用）第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和7年3月5日提出、玉東町長。

次のページをお願いします。1表、歳入歳出予算、歳入。

1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税1億2,388万9,000円。

2款、使用料及び手数料、1項、手数料3,000円。

4款、県支出金、1項、県補助金5億2,671万4,000円。

5款、財産収入、1項、財産運用収入2,000円。

7款、繰入金、1項、他会計繰入金6,928万3,000円。

8款、繰越金、1項、繰越金1,500万円。

9款、諸収入、1項、延滞金加算金及び過料25万4,000円、4項、雑入9,000円。

歳入合計7億3,515万4,000円。

次のページをお願いします。歳出です。

1 款、総務費、1 項、総務管理費2,280万9,000円、2 項、徴税費221万3,000円、3 項、運営協議会費8万円。

2 款、保険給付費、1 項、療養諸費4億3,392万3,000円、2 項、高額療養費7,210万2,000円、3 項、移送費2,000円、4 項、出産育児諸費350万2,000円、5 項、葬祭諸費20万円。

3 款、国民健康保険事業費納付金、1 項、医療給付費分1億3,042万8,000円、2 項、後期高齢者支援金等分3,038万4,000円、3 項、介護納付金分1,755万円。

5 款、保健事業費、1 項、特定健康診査等事業費1,940万4,000円、2 項、保健事業費102万2,000円。

6 款、基金積立金、1 項、基金積立金1,000円。

8 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金45万2,000円。

9 款、予備費、1 項、予備費108万2,000円。

歳出合計7億3,515万4,000円で、前年比4,115万6,000円の増額で、率にしますと5.9%の増でございます。

5 ページをお願いします。

2、歳入、1 款、国民健康保険税、1 項、国民健康保険税、1 目、一般被保険者国民健康保険税は、賦課決定が現時点ではまだ確定しておりません。そのため令和6年度の所得と加入者の状況をもとに、過去の徴収率を参考に計上しております。本年度1億2,387万7,000円で、前年比1,344万4,000円の増でございます。1 節から6 節までの計上をさせていただきます。ご覧ください。次の行は、2 目、退職被保険者等国民健康保険税は前年比と同額でございます。

最後の枠です。2 款、使用料及び手数料、1 項、手数料、1 目、督促手数料3,000円です。

6 ページをお願いします。

4 款、県支出金、1 項、県補助金、1 目、保険給付費交付金5億2,671万4,000円で、前年比3,416万7,000円の増額でございます。1 節、普通交付税としましては、歳出の保険給付費分をこの普通交付金で100%充足するものです。5億460万円です。2 節、特別交付金は2,211万4,000円で、説明欄の項目の計上です。

次の枠をお願いします。5 款、財産収入、1 項、財産運用収入、1 目、利子及び配当金2,000円です。こちらは国民健康保険基金利子です。

最後の枠、7 款、繰入金、1 項、他会計繰入金、1 目、一般会計繰入金6,928万3,000円で、前年比45万3,000円の減でございます。1 節、保険基盤安定繰入金3,500万円から7 節までの未就学児均等割保険料繰入金まで計上させていただいております。

次のページをお願いします。

8 款、繰越金、1 項、繰越金、2 目、その他繰越金1,500万円で、前年比より600万円減額しております。こちらは前年度繰越金です。

次に2 枠目は、9 款、諸収入、1 項、延滞金加算金及び過料は前年同額の計上で、説明は省略いたします。

最後の枠です。4項、雑入の1目、一般被保険者第三者納付金から8目、雑入まで、1,000円の名目計上でございます。

以上で歳入の説明を終わりました。歳出、9ページの説明をいたします。9ページをお願いします。

3、歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費2,195万9,000円で、前年比128万5,000円の増でございます。主なものとしましては、説明欄のとおりで、会計年度任用職員1名と職員2名分の人件費でございます。説明は省略いたします。

次のページの2枠目をお願いします。

2項、徴税費、1目、徴税費221万3,000円で、前年比35万9,000円の増でございます。賦課徴収に係る事務費を計上しております。

1枠飛んで最後の枠です。2款、保険給付費、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費4億3,000万円で、前年比2,000万円の増額です。近年の医療費増加に伴い、また特に前年度の状況を考慮して増額計上をさせていただいております。こちらは高額療養費にも次のページの2枠目の高額療養費も同額です。

次のページの1枠目は飛ばしまして、11ページの2枠目です。

2項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費7,200万円で、前年比1,700万円の増額でございます。説明は先ほどのとおりです。2目から4目までは説明は割愛させていただきます。

次のページをお願いします。

2枠目です。4項、出産育児諸費、1目、出産育児一時金350万円で、5名分の計上をしております。

最後の枠です。3款、国民健康保険事業費納付金、1項、医療給付費分、1目、一般被保険者医療給付費分1億3,042万8,000円で、前年比582万8,000円の増でございます。こちらは熊本県に納付する負担金で、次ページの後期高齢者支援金等分と介護納付金分、三つの納付金があります。

次のページの2枠目です。2項、後期高齢者支援金等分、一般被保険者後期高齢者支援金等分3,038万4,000円で、前年比411万5,000円の減でございます。

3枠目です。3項、介護納付金分、1目、介護納付金分1,755万円で、前年比360万5,000円の増でございます。

最後の枠です。5款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費、1目、特定健康診査等事業費1,940万4,000円です。前年比358万円の減でございます。主な減額要因としましては、右欄のとおりで、次ページの12節、委託料、特定健康診査等事業費委託料の減少です。こちらは被保険者の減少と特定健診の受診者数の減少により委託料を減額しております。

14ページの2枠目の保健事業費と6款、基金積立金は省略させていただきます。

15ページの最後の枠です。

9款、予備費、1項、予備費、1目、予備費108万2,000円です。また基金の保有状況をここで御報告させていただきます。ちょっと書いてはいないんですけど、国民健康保険基金は、令和6年現在5,400万円を積み立てております。

次のページ、16ページ、給与明細書です。1、特別職は国保運営委員6名分の明細を記載しております。また、次のページ、17ページに常勤職員2名と会計年度任用職員2名の給与明細書を記載しております。説明は省略させていただきます。

以上、御提案申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 続きまして、議案第27号についての説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは、総務課より、議案第27号について提案いたします。

表紙を1枚おめくりください。

議案第27号、令和7年度玉東町木葉財産区特別会計予算。令和7年度玉東町木葉財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ792万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和7年3月5日提出、玉東町長。

1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算、1款、財産収入、1項、財産運用収入682万7,000円。

3款、繰越金、1項、繰越金110万円。

4款、諸収入、2項、雑入1,000円。

歳入合計792万8,000円とします。

次のページをお願いします。

歳出になります。1款、総務費、1項、総務管理費378万3,000円。

2款、農林水産業費、1項、林業費347万円。

3款、予備費、1項、予備費67万5,000円。

歳出合計792万8,000円とします。前年比率で99.6%になります。

5ページをお願いいたします。まず詳細について御説明いたします。

まず歳入です。1款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入、本年度予算666万4,000円です。前年に比べまして11万2,000円の増でございます。これは新たに貸付面積が増えたために採石用地の貸付収入が11万2,000円増額となっております。九電電柱占有料は前年同額でございます。2目、利子及び配当金16万3,000円を見込み計上しております。

3款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金110万円を見込み計上をしております。

4款、諸収入、1目、雑入1,000円の名目計上でございます。

次のページをお願いします。歳出です。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費378万3,000円を計上しております。比較で96万9,000円の減となっております。減額の主な要因につきましては、24節、積立金を100万円減額したことによるもので、ほかは前年同額及び前年並みの計上となっております。

次の枠です。2款、農林水産業費、1項、林業費、1目、林業振興費347万円を計上しております。前年と比べまして85万9,000円の増となっております。増額の主な要因につきましては、玉名

森林組合への作業委託料の増額と境界杭購入のため消耗品費の増額が主な要因で、11節、役務費で5年に1回更新の森林保険料17万8,000円を新規計上しているためでございます。

次のページをご覧ください。

3款、予備費、1項、予備費、1目、予備費67万5,000円は、予算の調整額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松尾純久君） 続きまして、議案第28号についての説明を求めます。

福祉課長、清田浩義君。

○福祉課長（清田浩義君） それでは、議案第28号について御提案します。

表紙をおめくりください。議案第28号、令和7年度玉東町介護保険特別会計予算。令和7年度玉東町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算）歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億2,244万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条（債務負担行為）地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条（一時借入金）地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

第4条（歳出予算の流用）地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算に過不足を生じる場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和7年3月5日提出、玉東町長。

次のページになります。第1表、歳入歳出予算、歳入。

1款、保険料、1項、介護保険料1億2,110万3,000円。

2款、使用料及び手数料、1項、手数料1,000円。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金1億2,653万6,000円、2項、国庫補助金8,251万2,000円。

4款、支払基金交付金、1項、支払基金交付金1億9,805万9,000円。

5款、県支出金、1項、県負担金1億382万8,000円、3項、県補助金1,170万3,000円。

6款、財産収入、1項、財産運用収入7万6,000円。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金1億4,692万8,000円、2項、基金繰入金2,800万円。

8款、諸収入、1項、延滞金加算金及び過料6,000円、3項、雑入369万1,000円。

歳入合計8億2,244万3,000円。

次のページをお願いします。

歳出になります。1款、総務費、1項、総務管理費2,125万3,000円、2項、徴収費139万5,000円、3項、介護認定審査会費1,544万3,000円、5項、運営委員会費2万4,000円、7項、地域密着

型サービス運営委員会費 2 万4,000円、 8 項、地域包括支援センター運営委員会費 2 万4,000円。

2 款、保険給付費、 1 項、介護サービス等諸費 6 億4,658万4,000円、 2 項、介護予防サービス等諸費1,437万4,000円、 3 項、その他諸費72万円、 4 項、高額介護サービス等諸費1,863万円、 5 項、高額医療合算介護サービス等諸費201万円、 6 項、特定入所者介護サービス等費2,650万2,000円。

5 款、地域支援事業費、 1 項、新しい介護予防日常生活支援総合事業2,575万9,000円、 2 項、包括的支援事業・任意事業費4,837万2,000円。

6 款、基金積立金、 1 項、基金積立金 7 万6,000円。

8 款、諸支出金、 1 項、償還金及び還付加算金15万1,000円。

9 款、予備費、 1 項、予備費110万2,000円。

歳出合計 8 億2,244万3,000円、前年度より4,255万3,000円の増で、率にしますと5.5%の増、保険給付費につきましては3.6%の増になります。

次のページをお願いします。

第 2 表、債務負担行為。地域包括支援センター公用車リースとして、令和 7 年度から令和11年度の期間で、限度額89万8,000円となります。

6 ページをお願いします。

2、歳入になります。1 款、保険料、 1 項、介護保険料、 1 目、第 1 号被保険者保険料 1 億2,110万3,000円は、前年比52万2,000円の減です。1 節、現年度分特別徴収保険料 1 億1,496万9,000円と、2 節、現年度分普通徴収保険料は601万円になります。

次、2 款、使用料及び手数料、 1 項、手数料、 1 目、督促手数料は1,000円になります。

3 款、国庫支出金、 1 項、国庫負担金、 1 目、介護給付費負担金 1 億2,653万6,000円は378万5,000円の増です。現年度分は介護給付費の法定負担分になります。

次、2 項、国庫補助金、 1 目、調整交付金5,670万5,000円は195万8,000円の増です。現年度調整交付金は介護給付費の 8 %を計上しています。1 目、地域支援事業交付金（総合事業分）618万6,000円は、7 万7,000円の増です。現年度分は総合事業の法定負担分になります。3 目、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1,722万1,000円は、205万6,000円の増です。現年度分は包括的支援事業・任意事業の法定負担分です。これ以降はそれぞれ法定負担分で計上していますので、説明は省略させていただきます。8 目、保険者機能強化推進交付金80万円は20万円の減となります。9 目、介護保険保険者努力支援交付金160万円は20万円の増となります。

4 款、支払基金交付金、 1 項、支払基金交付金、 1 目、介護給付費交付金 1 億9,137万8,000円は660万9,000円の増です。2 目、地域支援事業交付金668万1,000円は 8 万3,000円の増となります。

5 款、県支出金、 1 項、県負担金、 1 目、介護給付費負担金 1 億382万8,000円は417万1,000円の増です。3 項、県補助金、 1 目、地域支援事業交付金（総合事業）309万3,000円は 3 万8,000円の増になります。2 目、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）861万円は102万7,000円の増になります。

次のページをお願いします。

6 款、財産収入、1 項、財産運用収入、1 目、利子及び配当金 7 万 6,000 円です。

7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、1 目、介護給付費繰入金 8,860 万 1,000 円は 305 万 9,000 円の増になります。2 目、地域支援事業繰入金（総合事業）309 万 4,000 円は 3 万 9,000 円の増になります。3 目、地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）861 万円は 102 万 7,000 円の増になります。4 目、その他一般会計繰入金 3,913 万 1,000 円は 1,135 万円の増で、1 節、職員給与等繰入金と 2 節、事務費繰入金になります。5 目、低所得者保険料軽減繰入金 749 万 1,000 円は 29 万 5,000 円の増です。

7 款、繰入金、2 項、基金繰入金、1 目、介護給付費準備基金繰入金 2,800 万円は 700 万円の増です。給付費に対し保険料不足について計上しております。

8 款、諸収入、1 項、延滞金加算金及び過料、1 目、第 1 号被保険者延滞金 5,000 円です。

次のページをお願いします。

2 目、第 1 号被保険者加算金 1,000 円になります。3 項、雑入、1 節、第三者納付金 1,000 円になります。2 節、返納金 1,000 円になります。3 節、雑入 368 万 9,000 円で、内訳は右の説明書欄のとおりになります。

次のページをお願いします。歳出になります。

3、歳出、1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費 2,125 万 3,000 円は 765 万 7,000 円の増です。一般管理費は職員 3 名分の給与との経常経費が主なものとなっています。人事異動と職員 1 名増に伴う給与関係 732 万 2,000 円の増が主な増加要因となります。

次のページをお願いします。

2 項、徴収費、1 目、賦課徴収費 139 万 5,000 円は 40 万 4,000 円の増となります。3 項、介護認定審査会費、1 目、介護認定審査会費 805 万 6,000 円は 125 万 1,000 円の増で、主なものは、有明広域認定審査会システム更新に伴う負担金、118 万 7,000 円の増になります。2 目、認定調査費 738 万 7,000 円は 106 万 3,000 円の増で、上記審査会へ提出する認定調査を行うための人件費 2 名分です。人件費は勤務日数の増と人事院勧告に伴うもので、101 万 1,000 円の増となります。5 項、運営委員会費から次のページになります。8 項、地域包括支援センター運営委員会費は、会議費用の計上になります。

2 款、保険給付費、1 項、介護サービス等諸費、1 目、居宅介護サービス給付費 2 億 7,440 万円は、520 万円の減で、要介護認定者の介護サービスに要する費用です。令和 6 年度が月平均 2,500 万程度で推移しており、訪問介護や訪問看護が増加傾向になります。一つ欄を飛ばします。3 目、地域密着型介護サービス給付費 6,408 万円は 192 万円の減で、グループホームはる、介護ホームはぶの通所サービス利用に係わる給付費になります。一つ欄を飛ばします。5 目、施設介護サービス給付費 2 億 7,480 万円は 2,760 万円の増で、介護老人福祉施設等のサービス利用に係わる給付費になります。介護医療院をはじめ全体的に入所者は増加傾向となっています。一つ欄を飛ばします。7 目、居宅介護福祉用具購入費 60 万円は 10 万円の減です。8 目、居宅介護住宅改修費 150 万円は 30 万円の減です。9 目、居宅介護サービス計画給付費 3,120 万円は 80 万円の減で、在宅サービス利用時のケアプラン作成に係わる給付費になっております。

次のページをお願いします。

2項、介護予防等諸費、1目、介護予防サービス給付費1,045万円は18万円の増で、要支援認定者等の介護予防サービス利用に係わる給付費になります。三つ欄を飛ばします。5目、介護予防福祉用具購入費40万円です。6目、介護予防住宅改修費100万円です。7目、介護予防サービス計画給付費252万円は32万円の増です。要支援認定者のケアプラン作成に係る給付費になります。

次のページをお願いします。

一つ欄を飛ばしまして、3項、その他諸費になります。1目、審査支払手数料72万円は2万円の増となります。4項、高額介護サービス等諸費、1目、高額介護サービス費1,860万円は408万円の増です。施設給付費の報酬単価の増と入所者増に伴う増加が主なものとなっております。2目、高額介護予防サービス費3万円です。5項、高額医療合算介護サービス等諸費、1目、高額医療合算介護サービス費200万円です。2目、高額医療合算介護予防サービス費1万円です。

次のページをお願いします。

6項、特定入所者介護サービス等費、1目、特定入所者介護サービス費2,640万円は60万円の増で、入院やショートステイ利用者の食費、部屋代にかかわる給付費になっております。一つ欄を飛ばします。3目、特定入所介護予防サービス費10万円です。

5款、地域支援事業費、1項、新しい介護予防日常生活支援総合事業、1目、介護予防生活支援サービス事業1,795万300円は2万1,000円の減です。主に事業対象者や要支援認定者に対する家事支援、訪問リハ、シャキッと教室等の費用になっております。

次のページをお願いします。

2目、一般介護予防事業780万6,000円は28万2,000円の減です。主に重度化防止のための専門職の講師代や教室開催、地区サロン活動支援の費用になります。介護保険事業計画書を令和8年度に作成を行うための事前アンケートを行う費用として、消耗品、通信運搬費に計上しております。

2項、包括的支援事業・任意事業費、1目、総合相談事業費409万3,000円は32万5,000円の増で、主に社会福祉士1名分の人件費になっております。

次のページをお願いします。

3目、権利擁護事業費106万8,000円は96万8,000円の増となっております。65歳以上の高齢者に対する成年後見利用に係る助成金を3名分新たに計上しております。4目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,307万9,000円は35万5,000円の増です。主にケアマネージャー3名分の人件費と12節、委託料114万7,000円中、国の標準化システムに対応するための包括センターシステム改修委託金国庫補助96万8,000円を新たに計上しております。

次のページをお願いします。

5目、新予防給付マネジメント事業144万6,000円は30万4,000円の増です。介護予防計画を事業所に委託するための費用になっております。6目、家族介護支援事業13万4,000円は15万6,000円の減です。高齢者見守り支援を行うための事業費になっております。一つ欄を飛ばします。8目、介護給付等費用適正化事業87万6,000円は35万1,000円の増です。ケアプランの点検や事業所への実施指導、国保連の医療費情報突合など、適正な給付管理を行うための事業費となっております。

10目、生活支援体制整備事業費1,324万9,000円は185万7,000円の増です。

次のページをお願いします。

こちらの事業につきましては、高齢者の多様なニーズに対応するための生活支援の提供で、地区サロンの機能強化事業等の事業費と生活支援コーディネーター2名分の人件費が主なものとなっております。人件費に係る72万1,000円の増と12節、委託料、ボランティア参加とマッチングアプリ開発に係る70万円が主な増加要因となります。12目、認知症施策推進事業1,377万8,000円は276万8,000円の増です。認知症の予防と支援を提供するための事業費と、訪問等を実施するための看護師2名の人件費を計上しています。看護師の雇用日数増に伴う人件費232万円の増が主な増加要因となります。

次のページをお願いします。

9款、予備費、1項、予備費、1目、予備費110万2,000円につきましては、歳入歳出の合計を予備費で調整しています。

次のページをお願いします。

給与明細書になります。本年度その他特別職の18名分の報酬として5万1,000円を計上しています。内訳としましては、介護保険運営委員6名、地域密着型委員6名、包括支援センター運営委員6名となっております。

次のページをお願いします。

24ページから31ページは、職員3名分と会計年度任用職員の人件費です。説明は割愛します。

32ページをお願いします。

こちらは債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについて以下のとおり記載しています。説明は省略させていただきます。

以上、御提案申し上げます。よろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 続きまして、議案第29号についての説明を求めます。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） よろしくをお願いします。

それでは、議案第29号について御提案いたします。

1枚おめくりください。

議案第29号、令和7年度玉東町土地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,200万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和7年3月5日提出、玉東町長。

1枚おめくりください。1ページになります。

第1表、歳入歳出予算、歳入になります。1款、繰入金はありません。

2款、財産収入、1項、財産売払収入2,192万。

3款、繰越金、1項、繰越金8万円。

歳入合計2,200万になります。

1枚おめくりください。2ページになります。

歳出です。1款、用地取得費、1項、用地取得費2,200万。

歳出合計2,200万になります。

5ページをお開きください。

2、歳入になります。2款、財産収入、1項、財産売払収入、1目、不動産売払収入2,192万円、1節、不動産売払収入、宅地開発特別会計で分譲地を整備するため、土地取得特別会計から宅地開発特別会計へ土地を売買した形をとります。その分の収入となります。

3款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金8万円になります。前年度からの繰越金となります。

最後のページ、6ページをお開きください。

歳出になります。1款、用地取得費、1項、用地取得費、1目、用地取得費2,200万円、27節、繰入金で、令和6年度に分譲地用地を購入しました土地を宅地開発特別会計に販売し、その代金を一般会計へ返還するための費用となります。

以上、土地取得特別会計予算の御提案をいたします。

(そのまま続けます。30号について、同じですから。)

そのまま引き続きよろしく申し上げます。

それでは、第30号について御提案いたします。1枚おめくりください。

議案第30号、令和7年度玉東町宅地開発特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,013万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和7年3月5日提出、玉東町長。

1枚おめくりください。1ページ目になります。

第1表、歳入歳出予算、歳入です。1款、繰入金、1項、一般会計繰入金1,713万。

2款、財産収入、1項、財産売払収入3,034万8,000円。

3款、繰越金、1項、繰越金265万4,000円。

歳入合計5,013万2,000円になります。

次のページをお開きください。

歳出になります。1款、宅地開発費、1項、管理費4,963万2,000円。

2款、予備費、1項、予備費50万。

歳出合計5,013万2,000円になります。

5ページをお開きください。

まず歳入になります。1款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、一般会計繰入金1,713万円、丸田分譲地の土地を整備する費用について、一般会計から繰り入れを行います。

2款、財産収入、1項、財産売払収入、1目、不動産売払収入3,034万8,000円、1節、不動産売払収入になります。丸田分譲地の売払収入になり、4区画計画をしております。販売面積は75坪が2区画、79坪と88坪がそれぞれ1区画となり、坪単価は9万5,000円での計上となっております。

す。

3款、繰越金、1目、繰越金265万4,000円です。令和6年度からの繰越金になります。

続きまして、6ページをお願いします。

歳出になります。1款、宅地開発費、1項、管理費、1目、一般管理費4,963万2,000円、1節、報酬及び8節、費用弁償は、分譲地申込者の審査員への報酬になります。12節、委託料は、地質調査及び確定測量業務委託となります。14節、工事請負費は、丸田分譲地整備に係る工事請負費になります。18節、負担金補助及び交付金は、定住促進補助金として4区画分410万円を計上しております。27節、繰出金、一般会計繰出金は、歳入から歳出を引きました218万2,000円を計上しております。土地取得特別会計繰出金は、土地取得特別会計で取得した用地を宅地開発特別会計で買い入れるための費用となります。

2款、予備費、1項、予備費、1目、予備費50万円の計上となります。

以上、宅地開発特別会計を御提案いたします。

○議長（松尾純久君） 説明の途中ですがしばらく休憩します。

休憩 午後2時49分

再開 午後2時59分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第31号についての説明を求めます。

町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 議案第31号について御提案申し上げます。

1枚お開きください。

議案第31号、令和7年度玉東町後期高齢者医療特別会計予算書は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,849万6,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和7年3月5日提出、玉東町長。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算、歳入、1款、後期高齢者医療保険料、1項、後期高齢者医療保険料7,942万7,000円。

2款、使用料及び手数料、1項、手数料1,000円。

4款、繰入金、1項、一般会計繰入金3,517万円。

5款、繰越金、1項、繰越金1,000円。

6款、諸収入、1項、延滞金及び過料1,000円、2項、償還金及び還付加算金11万円、4項、受託事業収入378万5,000円、5項、雑入1,000円。

歳入合計1億1,849万6,000円です。

2 ページをお願いします。

歳出、1 款、総務費、1 項、総務管理費135万2,000円、2 項、徴収費77万5,000円。

2 款、後期高齢者医療広域連合納付金、1 項、同じくです。1 億1,076万1,000円。

3 款、保健事業費、1 項、健康保持増進事業費444万8,000万円。

4 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金16万円。

5 款、予備費、1 項、予備費100万円。

歳出合計 1 億1,849万6,000円で前年比688万7,000円の増で、率にして6.17%の増額です。

5 ページをお願いします。

2、歳入、1 款、後期高齢者医療保険料、1 項、後期高齢者医療保険料、1 目、特別徴収保険料4,939万6,000円、2 目、普通徴収保険料3,003万1,000円でございます。どちらの保険料も熊本県後期高齢者医療広域連合からの市町村への負担金を参考に計上しております。

1 枠飛ばしまして、4 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、1 目、事務費繰入金408万1,000円と2 目、保険基盤安定繰入金3,108万9,000円でございます。

6 ページをお願いします。

2 枠飛ばします。3 枠目です。6 款、諸収入、4 項、受託事業収入、1 目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入378万5,000円で、こちらは健康保持増進事業収入でございます。

次のページをお願いします。

3、歳出です。1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費135万2,000円です。内訳は説明欄のとおりでございます。

1 枠飛ばしまして3 枠目の2 款、後期高齢者医療広域連合納付金、1 項、後期高齢者医療広域連合納付金、1 目も同じです。1 億1,076万1,000円で前年比755万4,000円の増でございます。

最後の枠です。3 款、保健事業費、1 項、健康保持増進事業費、1 目、健康診査費444万8,000円です。こちらは健診事業に係る経費を計上しております。

次ページをお願いします。

2 枠飛ばします。最後の枠です。5 款、予備費、1 項、予備費、1 目、予備費100万円の計上でございます。

以上、御提案申し上げます。

○議長（松尾純久君） 続きまして、議案第32号についての説明を求めます。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） よろしく申し上げます。

それでは、第32号について御提案いたします。

1 枚おめくりください。

令和7年度玉東町簡易水道事業会計予算、その目次となっております。

また1 枚おめくりください。

令和7年度玉東町簡易水道事業会計予算。

第1 条、令和7年度玉東町簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量、業務の予定量は次のとおりとする。1号、給水件数1,854件、第2号、年間給水量49万8,146立方メートル、第3号、1日平均給水量1,365立方メートル、4号、主要な建設改良費事業、管路建設改良費3,500万、北部地区IP通信装置更新工事700万、中部水源さく井工事7,500万。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。なお、営業費用中の委託料658万9,000円の財源に充てるため、企業債650万円を借り入れる。

収入、第1款、水道事業収益1億1,579万9,000円、第1項、営業収益7,117万9,000円、第2項、営業外収益4,462万円。

支出、第1款、水道事業費用1億3,842万8,000円、第1項、営業費用1億3,303万2,000円、第2項、営業外費用489万6,000円、第3項、予備費50万。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額622万1,000円は、当該年度消費税資本的収支調整額550万9,000円及び過年度損益勘定留保資金71万2,000円で補填するものとする。

収入、第1款、資本的収入1億5,987万7,000円、第1項、企業債1億1,700万円、第2項、他会計補助金4,287万7,000円。

支出、第1款、資本的支出1億6,609万8,000円、第1項、建設改良費1億2,750万円、第2項、企業債償還金3,794万7,000円、第3項、固定資産購入費65万1,000円。

1枚おめくりください。3ページになります。

債務負担行為、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。事項、公営企業会計システム使用料、期間、令和7年度から令和10年度まで、限度額732万円。

企業債、第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。起債の目的と限度額のみ読み上げます。起債の目的、建設改良費1億1,700万円、公営企業適用650万円。

第7条、一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、営業費用及び営業外費用の間の流用。消費税及び地方消費税に不足が生じた場合。

第9条、次に定める経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費730万円。

第10条、簡易水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,693万1,000円である。令和7年3月5日提出、玉東町長。

1枚お開きください。

5ページから予算に関する説明書になります。次の6ページから、令和7年度玉東町簡易水道事業予算実施計画書になります。6ページから7ページは収益的収入及び支出についての予算額、8ページ、9ページは資本的収入及び支出についての予算額です。詳細につきましては、後ほど

明細書にて御説明いたします。

10ページは予定キャッシュフロー計算書になりまして、年間の業務活動、投資活動、財務活動、それぞれの金額の動きを示したものになります。

1枚めくっていただきまして、11ページから16ページは、職員1名分の給与費明細書になります。

続きまして、17ページをお願いします。

債務負担行為に関する調書になります。公営企業システム使用料となり、令和7年度から令和10年度の4年間、システム使用料として計上しております。

続きまして、18ページから20ページが、令和7年度中、1年間に活動を行ったうえで、令和8年度3月31日現在の決算見込みの予定貸借対照表となります。21ページから24ページは、令和6年度の損益計算書と予定貸借対照表となります。簡易水道事業の開始の財政状況を想定した予定貸借対照表となります。

続きまして27ページをお願いします。

令和7年度玉東町簡易水道事業会計予算実施計画明細書となります。27ページの収益的収入の主な収入としましては、1款、水道事業収益、1項、営業収益、1目、給水収益として、水道使用料7,117万8,000円、2項、営業外収入、2目、他会計補助金としまして、一般会計補助金405万4,000円で、起債利子の返還に充当するものです。3目、消費税還付金500万円を見込んでおります。4目、加入負担金122万円、こちらは新規加入10件を見込んでおります。5目、長期前受金戻入として3,433万5,000円、こちらは減価償却費の収入にあたるものになります。

続きまして、28ページの支出について主なものを御説明いたします。

2款、水道事業費用、1項、営業費用、2目、配水及び給水費3,175万1,000円、9節、光熱水費の施設電気代1,050万円、13節、委託料、施設管理及びメーター器検針委託料の503万4,000円。

続きまして、29ページの一番上になります。

中部水源水質検査業務委託300万になります。こちらは先日の全協に説明させていただきました年の神付近ボーリングをしたあとの水質検査費用となります。20節、修繕料は、漏水に対応するための修繕料560万円を計上しております。4目、総係費3,657万9,000円、13節、委託料、29ページの一番下になります。公営企業会計事務サポート委託料658万9,000円と、次の水道ビジョンほか策定業務委託料1,650万円、こちらにつきましては、水道法改正により水道ビジョンと経営戦略策定業務が義務化されたことにより委託料となります。15節、賃借料の企業会計システム使用料は183万円になります。続きまして、5目、減価償却費、固定資産税の減価償却費として6,470万2,000円を計上しております。

続きまして、次の31ページをお開きください。

2項、営業外費用、1目、支払利息及び企業債取扱諸費、1節、企業債利息460万を計上しております。2目、雑収入の29万6,000円は、不納欠損を計上しております。

続きまして、32ページ、資本的支出について御説明いたします。

資本的収入及び支出につきまして説明いたします。

収入では、3款、資本的収入、1項、企業債、1目、企業債、建設改良事業債1億1,700万円、4項、他会計補助金、1目、他会計補助金として、起債の元金償還金分及び建設改良に係る一般会計補助金として4,287万7,000円を計上、3款、資本的収入として、合計1億5,987万7,000円の予定額になっております。

続きまして支出になります。支出の1項、建設改良費として、1目、建設改良費、13節、委託料、水道管路システム導入業務委託1,000万円、14節、工事請負費、北部地区I P通信設置工事700万円。

次のページをお願いします。

一番上になります。県道部田見木葉線排水管布設工事500万円、こちらは土生野交差点改良工事に伴い、県道部田見木葉線が拡幅されますので、その延長約80メートル区間に対し耐震管の布設替えを行うものになります。そして中部地区水源さく井工事7,500万、稲佐山口線排水管布設工事3,000万になります。こちらも全協で説明を行っております北部地区の水源確保のため、年の神付近でのボーリング工事と稲佐山口線新設道路への水道管布設工事の計上となっております。2項、企業債償還金、1目、企業債償還金として、起債の元金償還金分3,794万7,000円、3項、固定資産税購入費、1目、固定資産税購入費として、各家庭用水道メーター器購入費として65万1,000円を計上しております。

以上、御提案申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） お諮りします。議案第32号までの説明が終わりましたが、本日の会議はこれで延会にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本日は延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。3月10日月曜日は、午前10時に開会します。

起立、お疲れさまでした。

延会 午後3時20分